NO. 37

様式第４号（第５条関係）

政務活動費収支報告書

令和2年4月13日

盛岡市議会議長
遠　藤　政　幸　様

議員氏名　　　　伊　勢　志　穂　㊞

盛岡市議会政務活動費の交付に関する条例第５条第１項および第２項の規定により令和元年度の政務活動費の収入及び支出について別紙のとおり報告します。

盛岡市
議会事務局
－2.4.13
議第　　号

別紙

1　収支の状況

| 項目 | | 金額 | 主な実施事業内容 |
|---|---|---|---|
| 収入 | 政務活動費　① | 600,000 円 | |
| 支出 | 調査研究費 | 62,860 円 | 会派視察旅費等 |
| | 研修費 | 13,700 円 | 市政調査会供出金等 |
| | 広報費 | 円 | |
| | 広聴費 | 円 | |
| | 会議費 | 円 | |
| | 資料作成費 | 円 | |
| | 資料購入費 | 67,128 円 | 書籍購入及び新聞購読代 |
| | 人件費 | 円 | |
| | 事務所費 | 220,000 円 | 事務所家賃 |
| | 支出合計　② | 363,688 円 | |
| 差引残余　①−② | | 236,312 円 | |

様式第５号

# 政務活動費出納簿

【令和元年度分】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

| 年月日 | 内　容 | 収入額 | 支出額 | 政務活動費経費内訳 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 調査研究費 | 研修費 | 広報費 | 広聴費 | 会議費 | 資料作成費 | 資料購入費 | 人件費 | 事務所費 |
| H31.4.10 | 政務活動費交付金 | 200,000 | | | | | | | | | | |
| H31.4.20 | （書籍購入費）「なくそう婚外子・女性への差別 通信VOICE合本等」 | | 3,000 | | | | | | | 3,000 | | |
| H31.4.25 | 日本経済新聞４月分 | | 4,000 | | | | | | | 4,000 | | |
| H31.4.26 | 事務所賃借料４月分 | | 20,000 | | | | | | | | | 20,000 |
| R1.5.9 | 盛岡市憲法記念講演会駐車料金 | | 800 | | 800 | | | | | | | |
| R1.5.27 | 日本経済新聞５月分 | | 4,000 | | | | | | | 4,000 | | |
| R1.5.31 | （書籍購入費）「父が娘に語る経済の話」 | | 1,620 | | | | | | | 1,620 | | |
| R1.5.31 | 事務所賃借料５月分 | | 20,000 | | | | | | | | | 20,000 |
| R1.6.25 | 日本経済新聞６月分 | | 4,000 | | | | | | | 4,000 | | |
| R1.6.27 | （書籍購入費）「ひとりで暮らす、ひとりを支える」 | | 2,160 | | | | | | | 2,160 | | |
| R1.6.28 | 事務所賃借料６月分 | | 20,000 | | | | | | | | | 20,000 |
| R1.7.3 | （書籍購入費）「なぜ女性管理職は少ないのか」「変貌する恋愛と結婚」 | | 4,428 | | | | | | | 4,428 | | |
| R1.7.25 | 日本経済新聞７月分 | | 4,000 | | | | | | | 4,000 | | |
| R1.7.31 | 事務所賃借料７月分 | | 20,000 | | | | | | | | | 20,000 |
| R1.8.26 | 日本経済新聞８月分 | | 4,000 | | | | | | | 4,000 | | |
| R1.9.10 | 政務活動費交付金 | 100,000 | | | | | | | | | | |
| R1.9.25 | 日本経済新聞９月分 | | 4,000 | | | | | | | 4,000 | | |
| R1.9.30 | 事務所賃借料９月分 | | 20,000 | | | | | | | | | 20,000 |
| R1.10.10 | 政務活動費交付金 | 300,000 | | | | | | | | | | |

様式第５号

# 政務活動費出納簿

【令和元年度分】 (単位：円)

| 年月日 | 内　容 | 収入額 | 支出額 | 政務活動費経費内訳 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 調査研究費 | 研修費 | 広報費 | 広聴費 | 会議費 | 資料作成費 | 資料購入費 | 人件費 | 事務所費 |
| R1.10.25 | 石徹白地区・町田市・柏市視察JR券・宿泊・レンタカー代 | | 48,095 | 48,095 | | | | | | | | |
| R1.10.25 | 日本経済新聞10月分 | | 4,000 | | | | | | | 4,000 | | |
| R1.10.31 | 事務所賃借料10月分 | | 20,000 | | | | | | | | | 20,000 |
| R1.11.2 | 権利擁護センターあだちへの手土産 | | 1,080 | 1,080 | | | | | | | | |
| R1.11.5 | ＪＲ運賃（東京⇔上野） | | 320 | 320 | | | | | | | | |
| R1.11.5 | 東京メトロ運賃（上野⇔北千住） | | 340 | 340 | | | | | | | | |
| R1.11.6 | やすらぎの里いとしろ視察代 | | 2,000 | 2,000 | | | | | | | | |
| R1.11.7 | カルヴィラいとしろ宿泊代 | | 8,800 | 8,800 | | | | | | | | |
| R1.11.7 | 石徹白地区・町田市・柏市視察高速料金、ガソリン代、私鉄運賃 | | 2,225 | 2,225 | | | | | | | | |
| R1.11.15 | 市政調査会拠出金 | | 10,000 | | 10,000 | | | | | | | |
| R1.11.21 | 地球環境共生フォーラム駐車料金 | | 1,000 | | 1,000 | | | | | | | |
| R1.11.25 | 日本経済新聞11月分 | | 4,000 | | | | | | | 4,000 | | |
| R1.11.27 | （書籍購入費）「ＭＭＴ現代貨幣理論入門」 | | 3,740 | | | | | | | 3,740 | | |
| R1.11.29 | 事務所賃借料11月分 | | 20,000 | | | | | | | | | 20,000 |
| R1.12.25 | 日本経済新聞12月分 | | 4,000 | | | | | | | 4,000 | | |
| R1.12.30 | 事務所賃借料12月分 | | 20,000 | | | | | | | | | 20,000 |
| R2.1.26 | 岩手県医師会小児在宅医療研修駐車料金 | | 600 | | 600 | | | | | | | |
| R2.1.27 | 日本経済新聞１月分 | | 4,000 | | | | | | | 4,000 | | |
| R2.1.31 | 事務所賃借料１月分 | | 20,000 | | | | | | | | | 20,000 |

様式第５号

# 政務活動費出納簿

【令和元年度分】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

| 年月日 | 内容 | 収入額 | 支出額 | 政務活動費経費内訳 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 調査研究費 | 研修費 | 広報費 | 広聴費 | 会議費 | 資料作成費 | 資料購入費 | 人件費 | 事務所費 |
| R2.2.4 | 市政調査会駐車料金 | | 400 | | 400 | | | | | | | |
| R2.2.16 | いわて思春期研究会第１回研修会代、駐車料金 | | 900 | | 900 | | | | | | | |
| R2.2.19 | （書籍購入費）「ステップファミリーのきほんをまなぶ」「災害ケースマネジメント」 | | 4,180 | | | | | | | 4,180 | | |
| R2.2.25 | 日本経済新聞２月分 | | 4,000 | | | | | | | 4,000 | | |
| R2.2.28 | 事務所賃借料２月分 | | 20,000 | | | | | | | | | 20,000 |
| R2.3.25 | 日本経済新聞３月分 | | 4,000 | | | | | | | 4,000 | | |
| R2.3.31 | 事務所賃借料３月分 | | 20,000 | | | | | | | | | 20,000 |
| 経費小計 | | | | 62,860 | 13,700 | | | | | 67,128 | | 220,000 |
| 合計額 | | 600,000 | 363,688 | | | | | | 差引残余額 | 236,312 | | |

様式第６号

# 政務活動費支出簿

| 使途項目 | 調査研究費 |
|---|---|

| 支出年月日 | 支出金額 | 摘　要 | 備考 |
|---|---|---|---|
| R1.10.25 | 48,095 円 | 石徹白地区・町田市・柏市視察JR券・宿泊・レンタカー代 | |
| R1.11.2 | 1,080 円 | 権利擁護センターあだちへの手土産 | |
| R1.11.5 | 320 円 | ＪＲ運賃（東京⇔上野） | |
| R1.11.5 | 340 円 | 東京メトロ運賃（上野⇔北千住） | |
| R1.11.6 | 2,000 円 | やすらぎの里いとしろ視察代 | |
| R1.11.7 | 8,800 円 | カルヴィラいとしろ宿泊代 | |
| R1.11.7 | 2,225 円 | 石徹白地区・町田市・柏市視察高速料金、ガソリン代、私鉄運賃 | 参加者8人で按分 |
| | 円 | | |
| | 円 | | |
| | 円 | | |
| | 円 | | |
| | 円 | | |
| | 円 | | |
| | 円 | | |
| | 円 | | |
| | 円 | | |
| 合計 | 62,860 円 | | |

様式第７号

# 政務活動費支払伝票

| 使途項目 | 調査研究費 | 支出日 | R1.10.25、11.6、11.7 |
|---|---|---|---|

| 支出証拠書類の額面金額 | 58,895 円 |
|---|---|
| 支出按分率（※按分が必要な場合） | |
| 政務活動費支出金額 | 58,895 円 |

【支払概要】

白鳥町石徹白地区、町田市、柏市への会派視察に係る経費

【支払内訳】

| （内容） | （金額） | （発行日） |
|---|---|---|
| JR券・宿泊・レンタカー代 | 48,095 | R1.10.25 |
| やすらぎの里いとしろ視察代 | 2,000 | R1.11.6 |
| カルヴィラいとしろ宿泊代 | 8,800 | R1.11.7 |
| 計 | 58,895 | |

領収書等添付欄　☑ 別紙に添付

---

NO.　23

# 領収証

伊勢　志穂 様

ご旅行日 2019年11月06日(水)

ご入金額　48,095 円

上記金領収いたしました。

11/6発 ご旅行代金として

印紙欄

IGRいわて銀河鉄道株式会社　銀河鉄道観光
〒020-0133
岩手県盛岡市青山二丁目2番8号
TEL:019-601-9991 / FAX:019-601-9996

発行年月日: 2019年10月25日
営業所 : IGRいわて銀河鉄道
担当者 : [redacted]

領収印
[redacted]

No. 306－⑧

# 請　求　書

2019年10月25日

伊勢　志穂　様

IGRいわて銀河鉄道株式会社
銀河鉄道観光

〒020－0133
岩手県盛岡市青山二丁目2番8号
TEL 019－601－9992
FAX 019－601－9996

| 所長 | 経理 | 担当者 |
|---|---|---|
| | [redacted] | [redacted] |

この度は、ご利用いただきまして誠にありがとうございます。
ご請求明細は、下記のようになっておりますので、ご確認頂きますようお願い申し上げます。

合　計 ¥48,095

| 摘　要 | 人員又は数量 | 単　価 | 金　額　(税込) |
|---|---|---|---|
| 2019年11月6日(水)～8日(金) ご旅行代金として | | | |
| | | | |
| 1. JR券代 | | | |
| 特急券 6日 のぞみ219 東京 → 名古屋 普通席 | 1 | 4,720 | 4,720 |
| 特急券 7日 のぞみ18 名古屋 → 新横浜 普通席 | 1 | 4,720 | 4,720 |
| 特急券 8日 はやぶさ27 上野 → 盛岡 普通席 | 1 | 6,220 | 6,220 |
| 乗車券 6日 (都区内) → 岐阜 片道 | 1 | 6,600 | 6,600 |
| 乗車券 7～8日 岐阜 → 盛岡 片道 | 1 | 12,210 | 12,210 |
| 乗車券 7日 新横浜 → 町田 | 1 | 310 | 310 |
| 乗車券 8日 新宿 → 柏 | 1 | 650 | 650 |
| 乗車券 8日 柏 → 上野 | 1 | 480 | 480 |
| 2. 宿泊代 | | | |
| 7日 ホテルリソル町田 シングル 1泊朝食付 | 1 | 8,638 | 8,638 |
| 3. レンタカー代 | | | |
| 6～7日 岐阜駅前 ⇔ 岐阜駅前 免責補償込 | 1 | 3,547 | 3,547 |
| ハイエースグランドキャビン 1台(頭割り単価) | | | |
| | | | |
| | | 合 計 (税込) | 48,095 |

お支払い期日　2019年12月13日

＊お手数をお掛け致しますが、下記口座宛にお振込いただきますようお願い申し上げます。

＊お振込手数料は、お客様ご負担にてお願いいたします。

【銀行名・口座番号】　盛岡信用金庫　厨川支店　普通　0269515

【口座名称】　IGRいわて銀河鉄道株式会社
銀河鉄道観光

【口座カナ】　アイジーアール イワテギンガテツドウ (カ)
ギンガテツドウカンコウ

# 領　収　証

No.

いせ志穂　様　　R元年11月6日

★　¥2,000-

但　視察代として

上記正に領収いたしました

| 内　訳 | |
|---|---|
| 税抜金額 | |
| 消費税額等(　%) | |

特定非営利活動法人
やすらぎの里　いとしろ
〒501-5231 岐阜県郡上市白鳥町石徹白7-64-1
TEL0575-86-3288 FAX0575-86-3021

コクヨ　ウケ-78

# 領　収　証

伊勢志穂　様　No.

★　¥8,800-

但　宿泊代として

1年11月7日　上記正に領収いたしました

| 内　訳 | |
|---|---|
| 税抜金額 | |
| 消費税額等(　%) | |

収入印紙

ようこそ、いとしろ。――の里。
カルヴィラいとしろ
〒501-52 岐阜県郡上郡白鳥町石徹白

コクヨ　ウケ-1097

様式第７号

# 政務活動費支払伝票

| 使途項目 | 調査研究費 | 支出日 | R1.11.2、11.5 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支出証拠書類の額面金額 | 1,780 円 |
| 支出按分率（※按分が必要な場合） | |
| 政務活動費支出金額 | 1,740 円 |

【支払概要】

足立区社会福祉協議会「権利擁護センターあだち」視察に係る費用

【支出内訳】

| （内容） | （金額） | （発行日） |
|---|---|---|
| 手土産 | 1,080 | R1.11.02 |
| ＪＲ運賃（東京⇔上野） | 320 | R1.11.05 |
| 東京メトロ運賃（上野⇔北千住） | 340 | R1.11.05 |
| | 1,740 | |

※ＪＲ運賃について
領収書金額360円のうち政務活動に関わる320円を負担する。

領収書等添付欄　☐ 別紙に添付

東京メトロ　領 収 書
・ご利用ありがとうございます。
・この領収書は大切に保存してください。
お取引内容：きっぷ　¥170
上記金額を領収いたしました。
ご利用日付　2019年11月05日
時刻　08時49分
印紙税申告納付につき東京上野税務署承認済
伝票番号：08145
東京地下鉄株式会社
地　上野駅　券06発行

領収証　　様
ご利用日付　2019年11月05日
時刻　08時31分
取引内容　乗車券類
購入金額　金160円
お支払方法　内訳
現金　金160円
伝票番号 58436
・この領収証は大切に保存してください。
・毎度ありがとうございます。
東京駅　券402発行
JR東日本

領収証　　様
ご利用日付　2019年11月05日
時刻　15時37分
取引内容　乗車券類
購入金額　金200円
お支払方法　内訳
現金　金200円
伝票番号 20546
・この領収証は大切に保存してください。
・毎度ありがとうございます。
上野駅　券304発行
JR東日本

（東京地下鉄）
Kita-senju
北千住▶170 円
無 東京メトロ線
小児 90円
発売当日限り有効
下車前途無効
2019.11.-5
0597 11:30

盛岡 黄精飴
岩手県盛岡市神明町2-9
電話:019-622-5887
2019-11-02 12:51
黄精飴 ¥1,080
内税対象計 ¥1,080
内税 8.0% ¥80
現金 ¥1,080

様式第７号

# 政務活動費支払伝票

| 使途項目 | 調査研究費 | 支出日 | R1. 11. 5～11. 7 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支出証拠書類の額面金額 | 17, 803 円 |
| 支出按分率（※按分が必要な場合） | 1/8 |
| 政務活動費支出金額 | 2, 225 円 |

【支払概要】

白鳥町石徹白地区、町田市、柏市への会派視察に係る高速料金、ガソリン代、私鉄運賃
参加者全員分を一緒に支払ったので８名で均等割　原本は伊勢志穂議員が保管

【支出内訳】

| （内容） | （金額） | （発行日） |
|---|---|---|
| 手土産代 | 4, 536 | R1. 11. 5 |
| ＥＴＣカード利用料・ＥＴＣ利用料金 | 4, 070 | R1. 11. 7 |
| レンタカーガソリン料金 | 2, 797 | R1. 11. 7 |
| 小田急線町田-新宿ロマンスカー代 | 6, 400 | R1. 11. 7 |
| 計 | 17, 803 | |

※1　ＥＴＣ等料金について
ＥＴＣ利用料金7, 060円のうち政務活動に関わる3, 740円を負担する。
3, 740円（利用料金）＋330円（カード料金）＝4, 070円を計上する。
※2　レンタカーガソリン料金について
領収書金額6, 020円のうち政務活動に関わる3, 010円（186. 5km分）を負担する。
政務活動費事務マニュアルより元年度単価15円×186. 5km=2, 797円と比較し，安い額を計上する。

| 領収書等添付欄 | ☑ 別紙に添付 |
|---|---|

# 領　収　証

No.

市政クラブ　様

黄精飴本舗
長　沢　屋
阿部淳

令和 1年 11月 5日

盛岡市神明町2－9
☎019(622)5887

下記のとおり領収致しました

合計金額 ¥ 4,536－

| 月 | 日 | 品名 | 数量 | 単価 | 金額 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 11 | 5 | 黄精飴 | 3 | 1512 | 4536 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

[お客さま控え]

市政クラブ 様

# 領収証

2019年11月-7日　17：39
MSR　0302-1-51

| | | |
| --- | --- | --- |
| 取引内容 | 特急券 | 8枚 |
| | 乗車券 | 8枚 |
| 領収金額 | | 6，400円 |

伝票番号　00312

この領収証は大切に保管してください。
毎度ありがとうございます。

町田西口
小田急電鉄株式会社

※長期間保管が必要な場合は、コピーしてください※

No.4260

## 利用明細書

2019年11月 6日　13:48
入口料金所　岐阜各務原
出口料金所　白鳥
車種　普通車
通行料金　¥1870円
**合計　¥1870円**

No.4261

## 利用明細書

2019年11月 7日　09:26
入口料金所　高鷲
出口料金所　白川郷
車種　普通車
通行料金　¥1730円
**合計　¥1730円**

No.4262

## 利用明細書

2019年11月 7日　11:40
入口料金所　白川郷
出口料金所　岐阜各務原
車種　普通車
通行料金　¥3460円
**合計　¥3460円**

← 白鳥IC ～岐阜各務原IC間の
1,870円を計上

# ENEOS

## 納品書(領収書)

2019年11月07日 11:52
売上
上　様 M
21001-900000-759
現金フリー
車両番号　実車番
0210-00
レギュラーガソリン　P-11
40.40L　*
¥6,020
**合計　¥6,020**
(消費税10%対象　¥6,020
内消費税等　¥547)
お預り　¥10,000
お釣り　¥3,980
現金でお買上げの場合は領収書にかえさせて頂きます。

岐菱商事　株式会社　岐阜ＳＳ
岐阜県　岐阜市城東通２－２８
TEL:0582-71-6441　SS-021001
ﾚｼｰﾄNo 2275-01　ﾃﾞｰﾀNo2625-2626
177[redacted]　2019/11/07

# 領　収　証

№ 116012

1 年 11 月 7 日

盛岡市議会市政クラブ　様

| 金額 | 百万 | | ¥ | 7 | 3 | 9 | 0 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

| 金種 | | |
|---|---|---|
| | 現金 | ✓ |
| | 小切手 | |
| | 振込 | |
| | クレジットカード | |
| | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| レンタル料 | | 乗捨精算金 | |
| リース料 | | (内) ETCカード料金 | ¥1,330 |
| 部品代等 | | (内) ETC利用料金 | ¥7,060 |
| 車両代 | | 消費税 | |
| 但し | | | |

記載金額5万円未満　非課税
100万円以下……200円
200万円以下……400円
300万円以下……600円
500万円以下……1,000円
1,000万円以下……2,000円
2,000万円以下……4,000円
3,000万円以下……6,000円
5,000万円以下……10,000円
1億円以下……20,000円
1億円超……40,000円

扱者印 [redacted]

TOYOTA レンタリース
株式会社トヨタレンタリース岐阜
〒500-8113　岐阜市金園町9丁目2番地
本社 TEL(058)240-0100(代表)
JR岐阜駅前店

株式会社トヨタレンタリース岐阜

上記の通り正に領収いたしました。

※金額を訂正したもの、複写で記入されていないもの、社印・取扱者印のないものは無効です。
※後日正規保険料領収書発行の場合、本領収書の保険料充当額については無効となります。

担当部署

お客様控

# 貸渡料金精算明細書（兼　ご請求書）　Rental Agreement　　お客様控

RA610R

貸渡人　株式会社トヨタレンタリース岐阜
JR岐阜駅前店
岐阜市加納栄町通2-1-2　　電話番号058-268-6800

発行年月日：令和　1年11月　7日
貸渡Ｎｏ：　6256924

借受人
名称　鈴木　一夫　様
住所　岩手県盛岡市仙北二丁目２３－２４

＜お貸しする車両＞
貸渡車両 ﾊｲｴｰｽGC　　燃料 ガソリン
登録Ｎｏ 岐阜　　300わ6564

料金クラス　W４－K　　車両クラス　W４－K

＜ご利用内容＞

| | 予定貸渡 | 貸渡 | メーター(Km) |
|---|---|---|---|
| 着 | 11月 7日12時02分 | 11月 7日12時02分 | 50,976 |
| 発 | 11月 6日12時02分 | 11月 6日12時02分 | 50,603 |
| 利用分 | 1日 0時間00分 | 1日 0時間00分 | 373 |

料金種別　その他　　料金割引率　0%

添付品　ETCカード（有償）　1

| 項目 | 予定料金 | 精算料金 |
|---|---|---|
| 基本料金 | 28,380 | 28,380 |
| カード割引額( 0%) | 0 | 0 |
| その他割引額( 0%) | 0 | 0 |
| * | 0 | 0 |
| 小計 | 28,380 | 28,380 |
| 免責補償料 | ご加入 | ご加入 |
| 特別装備料 | 0 | 0 |
| 添付品料金 | 330 | 330 |
| ワンウェイ料金 | 0 | 0 |
| 燃料代 | | 0 |
| 引取配車料 | 0 | 0 |
| ETC | 0 | 7,060 |
| ご利用額 | 28,710 | 35,770 |
| リース無償代車 | | 0 |
| NOC | | 0 |
| 免責実費料 | | 0 |
| お支払額 | 28,710 | 35,770 |
| 内消費税 | 2,610 | 3,251 |
| 予約金 | 0 | 0 |
| 船乗車券 | 28,380 | 28,380 |
| 当日預り金 現金 | 330 | 330 |
| 預り金合計 | 28,710 | 28,710 |
| ﾏｲﾙ・ﾎﾟｲﾝﾄ利用 | 0 | 0 |
| ご請求金額 | 0 | 7,060 |

乗車人数　8名
返却営業店舗　JR岐阜駅前　058-268-6800　返却府県　県内

運転者氏名　鈴　木　一　夫　様

| このご請求金額支払内訳 | | |
|---|---|---|
| | 現金 | 7,060 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

TOYOTA Rent a Car

トヨタレンタカー予約センター
フリーコール 0800-7000-111 無料
http://rent.toyota.co.jp

Hertz. Toyota Rent-a-Car is an official rental car partner of Hertz. Should you have any questions regarding this Rental Agreement/Receipt, please do not hesitate to ask the Toyota rental counter staff, or contact your home country's Hertz Customer Service Center.
Thank you for renting from Toyota and Hertz.

様式第９号

# 視　察　等　概　要　書

議員氏名　伊　勢　志　穂

| | |
|---|---|
| 会派名 | 市政クラブ |
| 実　施　日 | 令和元年11月5日から<br>令和元年11月5日まで |
| 参　加　者 | 伊勢志穂 |
| 視察先および<br>調査項目 | 足立区社会福祉協議会「権利擁護センターあだち」<br>（高齢者あんしん生活支援事業の事業費・事業内容・実績等概要と、他機関との連携について） |
| 視察の概要<br>および所感 | ＜視察の目的（この視察地を選んだ理由）＞<br>・平成29年度から住宅困難者の問題を取り上げて質問等を行ってきたが、住宅を借りる以外にも保証人が必要なことが多く、困っている市民がいることに気づいた。足立区社協がこの問題に対応していると知ったので、その具体を勉強するため。<br>・高齢化が進む中で独居も増えていくことが予測されるが、盛岡市でどこまでの支援が行政に出来るのかを考える一助にするため。<br><br>＜高齢者あんしん支援事業について（詳しくは添付資料参照）＞<br>1．経緯<br>平成15年 9月～検討委員会を開催（半年間）<br>平成16年10月～千住地域でモデル事業実施<br>平成17年 4月～全域（5ブロック）で日常生活自立支援事業開始<br><br>2．事業内容<br>足立区在住で契約内容が把握できる65歳以上のひとり暮らしで『支援可能な親族がいない』『資産が3,000万円以下』『住民税非課税、または課税総所得金額が160万円以下』『不動産収入がない』『負債がない』の条件にあてはまる人が権利擁護センターあだちと契約し下記のサービスを受けられる。<br>①　月１回の電話、半年に１回の訪問での様子確認 |

| | |
|---|---|
| 視察の概要および所感 | (continued below) |

② 入院時・施設入居時の支援（保証人に準じたサービス他）

③ 預貯金払戻しや区役所手続き、弁護士等への仲介など生活支援

④ 通帳や権利書、年金証券等、重要書類の預かり

⑤ 没後の火葬費用支払い、葬儀・埋葬等の死後事務支援

日常生活の支援を行う『地域福祉権利擁護（地権）事業』と『成年後見事業』がセットになっているというイメージ。

相談件数は約3,500件/年、契約件数実績は下記の通り。

| | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 新規契約件数 | 3 | 3 | 8 | 5 | 8 | 8 | 4 | 4 | 6 | 8 | 5 | 10 | 9 | 13 | 94 |
| 解約件数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 3 | 1 | 3 | 3 | 5 | 6 | 5 | 6 | 34 |
| 継続契約数合計 | 3 | 6 | 14 | 19 | 27 | 33 | 34 | 37 | 40 | 45 | 45 | 49 | 53 | 60 | 60 |

| | | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 解約理由 | 死亡 | | | | | | 1 | 2 | 1 | 2 | 3 | 2 | 4 | 2 | 3 | 20 |
| | 後見へ移行 | | | | | | | | | 1 | | 1 | 2 | 3 | | 7 |
| | 地権へ移行 | | | | | | 1 | 1 | | | | | | | | 2 |
| | 生保へ移行 | | | | | | | | | | | | | | 1 | 1 |
| | 区外転居 | | | | | | | | | | | 1 | | | 1 | 2 |
| | 本人申出 | | | | | | | | | | | 1 | | | 1 | 2 |

- 最初に相談を受けてからサービスを開始するまで約４か月かかる。
- 契約者の年齢は65歳～98歳。
- 入院や施設入所の支援に対応するために①契約時に家の鍵を預かる②その際に使う通帳を決めている。
- 預託金は本人確認ができない時に利用する。
- 入院時お金のこと以外の支援は、手術等の説明を聞くことなど。
- 生活支援サービスの内容は地検と一緒でお金をおろすのが多い。
- 通帳等の預かりは、銀行の預かり金庫で保管している。
- 半年に１回の面談で重視するのは判断能力の低下の確認。ケアマネが同席する。その他には急な入院等のための『入院セット』や通帳の場所の確認、医療指示書の見直しなど。
- 契約者の自宅に入ったりもするので（不審がられないためにも）利用者１人に対して２名体制を取っている。
- 常勤職員は交代で夜間携帯も持つが、いわゆる『かけつけ』はしない。
- 契約者が亡くなった時は、親族がいる場合は親族に連絡を取るが、その後の死後事務を親族が引き受けるケースも多い。
- 足立区の人口は68万人で高齢者人口は16万3,000人（高齢化率24.8%）。広報に力を入れても利用者は50～60人程度の様に思う。
- 利用者を増やすことに力を注ごうとは思っていない。「必要とする人に届けばよい」という考え。
- 加齢によって判断能力が落ちる前に契約し、その後の生活を予防する事業として行っている
- 住宅賃貸の保証人は事業としてやっていない。

視察の概要および所感

1．費用負担

契約の市民負担分は下記の表の通り。

| | |
|---|---|
| ①預託金 | 52万円（施設入所の場合、入所費用の3か月分が加算されます）<br>預託金は、判断能力の低下等により入院・入所費用の支払いができなくなった場合、その費用を支払うために契約時にお預かりするお金です。<br>契約終了時に残金は返金いたします。 |
| ②年会費 | 2,400円（4月～3月） |
| ③あんしんサービス | 1,000円（1回ごと） |
| ④生活支援サービス | 1,000円（1時間ごと）<br>1時間を超えた場合には、30分までごとに500円を加算いたします。 |
| ⑤書類等預かりサービス | 1,000円（1か月ごと） |

※③④については、支援場所が区外へ及ぶ場合及び支援中に移動があった場合には、別途交通費が必要です。

・「契約にある程度の費用がかかるというのも、契約人数が爆発的に増えない理由になっているかもしれない。現在の生活に全くゆとりがない人は『将来の幸せじゃなくなるかもしれない状況』を考えられないのかもしれない」というのは、ご説明いただいた方の所見。

2．組織体制

常勤1名、常勤6名に責任者を加えた8名（地域福祉権利擁護事業も兼務）。
人件費は全額足立区から

3．所感

元々は『住宅の保証人を見つけづらい人がいる』というところから派生した問題意識なのだが、こちらへの視察によって『ひとりで暮らす高齢者にはそれ以外にも様々な保証と見守りが必要だ』ということが解った。一人世帯が圧倒的に増加し『標準世帯モデル』という目安がもはや多数派ではない現在、社会的に孤立していない人にもこの様な支援が必要だと強く思った。

私の周りにも、子どもが県内に住んでいない高齢者がたくさんいる。その中には『仲が悪いというわけではないけれど、入院の保証人や役所へ届ける連絡先を頼みづらい程度に疎遠』になっている人もいる。

経済的に困窮し生活扶助の対象になっている人たちには（当事者には不満のある人もいるとは思うが）ケースワーカーという相談先がある。しかし、暮らせる程度の年金を受給している人たちが『無縁』もしくはそれに近い状態であった場合、なかなか相談先がない。

生活困窮問題に取り組む過程でも気づいたことだが、日本の社会福祉制度にはセーフティーネットが二段階しかない。

| | |
|---|---|
| 視察の概要<br>および所感 | これだと勤労時は良くても仕事を辞めたとたんに、困窮していないのに困ってしまうこともあり得る。<br>令和7年には団塊の世代が後期高齢者に達する。<br>盛岡市も令和２年度から広域で成年後見人制度充実に取り組み、また、足立区社協と同様の取り組みを実施しているＮＰＯも存在する。それぞれを散発的に行うのではなく、もう少し大きなデザインの下にそれぞれの取り組みを結び付けていく形が望ましいのではなかろうか。<br>具体的に盛岡市にどのように活かせるのか、更に考察をしていきたい。 |
| 【添付資料】 | 視察日程表（会派視察と一緒のもの）<br>パンフレット『高齢者あんしん生活支援事業』コピー<br>足立区社会福祉協議会による保証機能への取り組み　（抄） |

# 市政クラブ 会派視察日程表　1.11.6（水）～ 8（金）

11/5
足立区社会福祉協議会　視察（10：00～11：00）
「権利擁護センターあだち」北千住駅西口下車徒歩５分

〒120-0036 足立区千住仲町19-3　　TEL:03-5813-3551
◆視察項目　・高齢者あんしん生活支援事業
事業概要（事業費・事業内容・実績等）
関係機関との連携

【１１月６日（水）】

盛岡駅（7:10）――（はやぶさ4号）――（9:23）東京駅
東京駅（9:40）――（のぞみ219号）――（11:19）名古屋駅
名古屋駅（11:30）――（東海道線快速）――（11:48）岐阜駅
岐阜駅前（12:00）――（レンタカー・約100km）――（14:30）石徹白地区

※ 岐阜駅駅前（12：00頃発）――（名古屋高速・東海北陸道）――長良川SA（昼食 12:30頃～13:10頃）――
――白鳥IC（13：45頃）――白鳥町石徹白地区・白山中居神社（14:30頃着）
※地区内に商店がありませんので、必要なものは手前の白鳥町内で購入してください。

NPO法人 やすらぎの里いとしろ　視察（14：30～16：00）　担当：[redacted]さま（TEL：[redacted]
◆視察項目　・小水力発電施設の概要について
・地域づくりについて　　（視察負担金1名2,000円）

集合場所:白山中居神社鳥居前（岐阜県郡上市白鳥町石徹白3-48）

≪宿　泊≫　カルヴィラいとしろ　　郡上市白鳥町石徹白57-100　TEL:0575-86-3700
１泊２食付　8,800円（現地で直接お支払いください　宿泊費の領収書を貰って下さい）

【１１月７日（木）】

石徹白地区（9:30）――（100km：レンタカー）――（11:30）岐阜駅
（昼食：岐阜駅周辺）
岐阜駅（12:23）――（東海道線快速）――（12:43）名古屋駅
名古屋駅（12:57）――（のぞみ18号）――（14:14）新横浜駅
新横浜駅（14:20）――（ＪＲ横浜線）――（14:42）町田駅
（中央口みどりの窓口前に町田市議会の封筒を持った事務局職員が待機しています）
町田駅（14:45）――（議会バス）――（14:55）町田市役所

町田市様　視察(15:00～17:00)　※町田市議会事務局ご担当:調査法制係[redacted]さま　TEL:042-724-4049
◆視察項目　・プロスポーツ（ゼルビア町田など）の振興について
行政のチームに対する支援策
（選手強化に向けた環境整備やサポーターを増やすための施策）
チームと連携した地域活性化策　（シティセールス・地域スポーツの活性化など）
・町田市立陸上競技場の整備について
Ｊ１ライセンス取得に向けた陸上競技場整備事業の概要

町田市役所（17:00）――（議会バス）――（17:15）宿泊先
≪宿　泊≫　ホテルリソル町田（小田急町田駅徒歩２分）
（町田市森野1-12-15　TEL：0427-32-9269）

【１１月８日（金）】

町田駅（9:11）――（小田急さがみ70号）――（9:44）新宿駅
新宿駅（10:12）――（山手線）――（10:33）日暮里駅
日暮里駅（10:46）――（常磐線快速）――（11:10）柏駅
（駅周辺で昼食）
（13：00に中央改札脇のみどりの窓口前で待ち合わせ）
柏駅前（13:00）――（議会バス）――（13:15）柏の葉中学校

柏市様　視察(13:15～14:15)　※　柏市議会事務局ご担当[redacted]様　TEL:04-7167-1451

◆視察項目　【視察先】市立柏の葉中学校
ジェンダーレス教育について　選択制制服の導入経緯と利用状況
検討委員会の設置や生徒・保護者への意見聴取・反応など
導入に当たっての市教委との関わり

柏の葉中学校（14:15）――（議会バス）――（14:30）柏駅
柏駅（14:39）――（常磐線）――（15:13）上野駅

# 高齢者あんしん生活支援事業

はじめませんか？
ひとりでもあんしん・老いじたく

入院や福祉施設入所の
保証人になってくれる人は
いますか？

銀行の手続きや
福祉サービスの契約などを
手伝ってくれる人はいますか？

## 権利擁護センターあだち

社会福祉法人
足立区社会福祉協議会

KOEDA&DAIKI

# 足立区社会福祉協議会による保証機能への取り組み

足立区社会福祉協議会
権利擁護センターあだち

## １　「高齢者あんしん生活支援事業」の創設経緯

足立区社会福祉協議会権利擁護センターあだちは、平成１２年４月に設置された。センター開所当初は、福祉サービスの質や契約に関連した苦情対応、地域福祉権利擁護事業と成年後見制度利用支援事業が主な柱だった。センターに寄せられる相談の中には、判断能力が低下した高齢者が金銭管理面でトラブルに巻き込まれたり、搾取されたりすることへの対応を求めるものが絶えなかった。しかし、判断能力が低下した高齢者への本人保護へのしくみである日常生活自立支援事業や成年後見制度は、そのようなリスクを予防するために活用されるときに最も効果を発揮する制度であり、すでに事が起きた後では、その被害を回復することや取り戻すことには力が及ばない場合が多くある。

また、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度を予防的に活用した場合でも、身元保証、死後の遺体の引取りや葬儀執行、遺留金品の処理、家財や自宅の処理等が対応できない問題が明らかになり、地域医療、保健福祉全体の大きな課題となっている。身元保証人に求められる支援は、これまで家族や親族によって担われてきたが、福祉サービスの対象が高齢者個人に向けられている現在、これらの支援もまた高齢者個人に対して提供されることが必要となってきている。社会が変化していく中で特に、身寄りのない一人暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯にとって、自分の老後から終末期にかけて安心できる人生設計を立てることが困難な現状にある。

このような課題に対応するため平成１５年９月から平成１６年３月まで、外部の委員及び足立区の管理職を交えて、地域の在宅高齢者の中で、特に身寄りのない一人暮らし高齢者が安心して自分の終末期の人生設計ができるように、包括的な相談及び具体的な生活支援機能を検討した。新たな支援サービスは、既存の地域福祉権利擁護事業及び成年後見制度と連携して、区内高齢者の老後から死後に至るまでの包括的なニーズに対応できるしくみをめざし、足立区社会福祉協議会の新たな独自事業として、平成１６年１０月より地域限定のモデル事業を開始した。平成１７年４月から区内全域を対象とし「高齢者あんしん生活支援事業」として展開している。

## ２　運営体制及び取り組み状況

### （１）職員体制

常勤職員　７名　（土日祝日夜間帯：携帯電話対応）

様式第９号

# 視　察　等　概　要　書

議員氏名　伊　勢　志　穂

| | |
|---|---|
| 会派名 | 市政クラブ |
| 実　施　日 | 令和元年11月6日から<br>令和元年11月8日まで |
| 参　加　者 | 伊勢志穂、中村亨、鈴木一夫、高橋重幸、竹花せい子、野中靖志、大谷陽介、加藤麻衣　計８名 |
| 視察先および調査項目 | ①　ＮＰＯ法人やすらぎの里いとしろ（小水力発電施設の概要、地域づくり）<br>②　町田市（プロスポーツの振興、町田市立陸上競技場整備事業の概要）<br>③　柏市（市立柏の葉中学校のジェンダーレス教育） |
| 視察の概要および所感 | ①　ＮＰＯ法人やすらぎの里いとしろ（平野彰秀代表）<br>＜視察の目的（この視察地を選んだ理由）＞<br>・エネルギー自給率を高めるために小規模水力発電普及を考慮すべきではないかと考え、先進地である岐阜県郡上市白鳥町石徹白地区を視察し、盛岡市で設置が可能かどうか考える。<br>・移住者が増えている理由を探り、地域づくりのやり方を学ぶ。<br><br>＜小規模水力発電施設について＞<br>１．概要（詳細は添付資料参照）<br>平成21年度　らせん水車完成<br>平成23年度　上掛け水車完成<br>平成24年度～28年度　石徹白清流発電所整備<br>平成28年度　石徹白番場清流発電（写真での名称は仮称朝日添清流発電所）稼働<br>・石徹白清流発電所の事業主体は岐阜県。総事業費2億4千万円は、県営農村環境整備事業（国50%、県25%、市25%負担）を利用。<br>・石徹白番場清流発電所の事業主体は石徹白農業用水農業協同組合が事業主体で、総事業費2億4千万円は県単小水力発電活用支援事業（県55%、市20%、農協25%）で実施。 |

**視察の概要および所感**

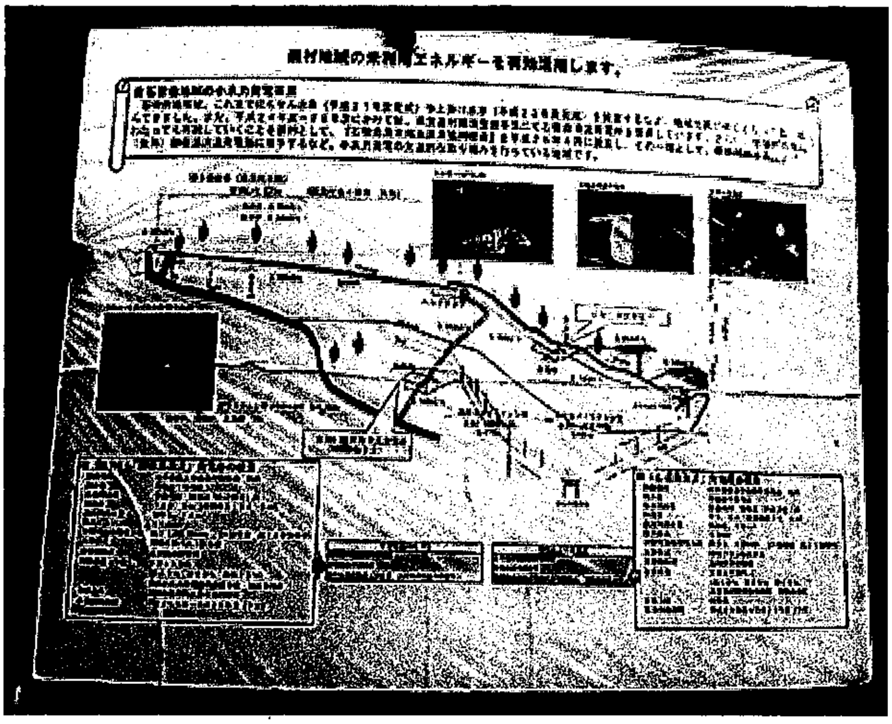

・石徹白農業用水農業協同組合は、石徹白番場清流発電所整備を目的に、地域の住民全世帯が出資金を出し合って平成26年に結成された。
・作られた電力は全て北陸電力に売電し、利益は地域づくり活動に使用。
・地域のエネルギー自給率は計算上100%を超えている。

〔らせん水車〕

岐阜市のまちづくりメンバーが「郡上市で小規模水力発電を」と設置した。電力はＮＰＯ事務所で使用している。

〔上掛け水車〕

とうもろこし粉や乾燥フルーツを作る工場に隣接し電力を供給している。作った製品は地域の特産品として販売している。

| | |
|---|---|
| 視察の概要<br>および所感 | ２．所感<br>　らせん水車や上掛け水車などは、ある意味、手軽に作ることが出来、メンテナンスもそれほど複雑ではない様に感じた。ひょっとしたら盛岡市街地でも条件さえ満たせば設置可能ではないだろうか。ただ、これらがたとえ『お手軽小規模水力発電』であったとしても、太陽光発電とは異なり一般家庭での設置は難しいだろうとは思う。『自然エネルギー利用促進策の象徴』として観光施設付近に設置し、都市イメージを作っていくこと等に利用すれば、大きな効果をもたらす様な気がする。<br>　小規模発電所を設置した水力発電は、盛岡市中山間部地域への本格的な導入を検討する価値があると感じた。水の落差で発電を行うので、視察前に思っていたよりも水路が短く、発電設備も小さい。<br>　また、石徹白で利用した様な補助制度があれば、市や事業主はそれぞれ6千万円程度の負担で、決して少額とは言えないが『供出不可能』な額ではない。その後の売電や、災害時の利用等を考えればコスト的に見合った利用が出来るのではないかと思う。検討してみる価値はあるのではないだろうか。<br><br>＜まちづくりについて＞<br>１．概要<br>１）世帯数と人口<br>100世帯。暮らしている人の実数は200人。うちＵＩターンが15世帯（15%）51人（25.5%）。<br>２）町の歴史<br>景行天皇12年（西暦82年）の創祀である白山中居神社の氏子部落として成立。昭和30年代の人口は1,200人程度だったが、その後人口が減少。<br>平成15年、人口減少に危機感を抱いた地元土建会社社長がまちづくりＮＰＯ法人を創設。平成19年に岐阜市のＮＰＯが小規模水力発電の社会実験を実施したことで、全国的に有名になる。<br>３）ＵＩターンに関して<br>平成23年以降、年に1～3件程度ある。<br>神奈川県、岐阜県、愛知県などからの移転が多い。<br>30～40代が多く、単身も夫婦も家族もいる。このおかげで最少4人までになった小学生が現在9人に増えた。現時点で18人まで増える予定。<br>移住者の仕事は、地域おこし協力隊が4世帯。その他には農業や何かを製作（工芸やアート等のものづくり）している。あと、今まで地域になかったカフェ・居酒屋を始めたのも移住者。<br>石徹白がＵＩターン先に選ばれる理由は明確な分析が出来ている訳ではない。移住相談会等では「とにかく住みづらい所だ」と説明しているが……「都市から隔絶している」とか「住民の距離感」を挙げる人もいる。 |

| | |
|---|---|
| | 東京で行った『移住フェア』をきっかけとしてきた人はいない。<br>移住者は、最初にＩターンがあり、その後Ｕターンが来た。<br>ＳＤＧ’Ｓ等に関心を持っている人が半分くらいいると思う。それ以外の人は、良く解らないが「農業をしたい」という人はいる。また、河川の環境保全に熱心な人や釣り好きも来ている。<br>また、地域独自の歌や踊りなどの文化が途絶えることに危機感を抱いて他地域から来る人もいる。<br>全般的に言えることは「石徹白は特別な地域だ」という共通認識があること。それに対するプライドがあり、まちづくりの根幹になっている。<br>４）今後の課題<br>現在の石徹白は、ＮＰＯを作った人たちが70歳代、水力発電所設置に取り組んだ人たちが60歳代、50代はあまりいなくて、40代は地元の人と移り住んだ人たちが半々位という構成になっている。<br>文化・信仰・暮らし等、総合的なものとしてまちづくりに取り組んできたが、神社とか農業用水とか、今まで守って来たものを同じ様なやり方で続けていくのは難しくなってきていると感じている。<br>「むやみに発電所を作って良いのか？」と考える人もいるので、あまり『石徹白は水力発電のまち』ということだけで推していくのも地域の人に迷惑になる可能性もある。 |
| 視察の概要および所感 | 移住者がちゃんと食べて行ける様に考えていかなければならない。<br>また、住民だけではなく地域外からの企業貢献なども含めて、今後の地域づくりを考えなければならない段階に来ていると感じている。<br>２．所感<br>話を聞くまでは「移住者が増えたのは水力発電等の何らかの仕事が生まれたからだろう」と思っていたが、全く違った。地理的には大変不便な所で、有力な産業もない。それでもＵＩターンが増加しているのは、まさしく『都市ブランド』というものの力なのだろう。移り住んだ人たちが見いだしている石徹白の価値というものが、白山中居神社の存在とそれを守り続けてきた集落を根拠としているであろうことは想像に難くないとしても、ひとつの言葉に集約されて行かないのは『この地域の魅力＝ブランドの特色』が単純なものではないことを示していると思う。<br>都市ブランディングの成功が何を根拠としてもたらされるのか、その明確な答が得られたわけではないが『元々住んでいた住民が地域にプライドを持っていること』と『自主的な取組みを進める地元組織があること』が大きなキーポイントであることは解った。<br>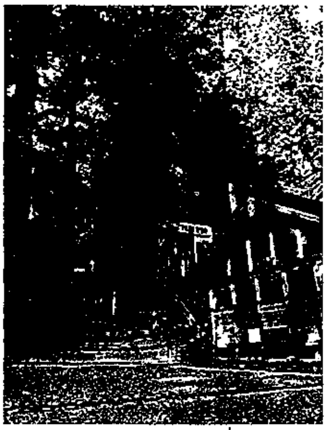<br>〔白山中居神社〕 |

| | |
|---|---|
| 視察の概要<br>および所感 | ② 町田市スポーツ振興課<br><視察の目的（この視察地を選んだ理由）><br>・グルージャ盛岡がホームスタジアムとしているいわぎんスタジアム（盛岡南公園球戯場）に2022年6月までに照明設備を設置しないとＪリーグから除名されることとなった。また、Ｊ2昇格の為には1万人収容の観客席を整備しなければならないこともあり、6月21日にクラブから署名14万人を添えた要望書が出ている。整備の方法と同時に、プロスポーツ振興に係る行政の支援策について学ぶ必要性があるため。<br>・岩手県との共同整備を前提とした（仮称）盛岡南公園野球場の建設も予定されており、多数の観客に対応するスポーツ施設運営について知るため。<br><br><プロスポーツの振興について><br>1．概要<br>1）町田市のホームタウンチーム支援<br>ＦＣ町田ゼルビア（日本プロサッカーリーグＪ２所属）<br>ペスカドーラ町田（日本フットサルリーグ所属）<br>キヤノンイーグルス（ジャパンラグビートップリーグ所属）<br>町田市スポーツ推進条例を基に以上の3チームと協定を結び、環境整備やサポーターを増やすための施策を行っている（添付書類参照）。<br>※プロスポーツではないが、オリンピック・パラリンピックでのインドネシア・南アフリカ・中国のキャンプ地となっている。<br>2）ＦＣ町田ゼルビアについて<br>町田市は昔から少年サッカーが盛んだった。その延長線上にプロサッカーチームが結成された。<br>（町田ゼルビアの歴史）<br>1989年　設立<br>2009年　ＪＦＬ加盟<br>2011年　Ｊリーグ加盟<br>2012年　Ｊ２昇格<br>2013年　Ｊ３降格<br>2014年　町田市と協定<br>現在　　Ｊ２リーグ<br>コアなサポーターは4,000人～5,000人で観客動員数は4,600人程度。<br>ユース、ジュニアユース、クリニックを持っている。<br>昨年（平成30年）にはＪ１に昇格を狙える好成績だったが、施設基準を満たしていなかったことから断念した。同10月に「施設整備等の資金援助を行う」とサイバーエージェントが経営権を取得した。サッカー専用スタジアムは作らず運動場を増席して対応（具体的な内容は事項）。 |

<table>
<tr>
<td>視察の概要<br>および所感</td>
<td>
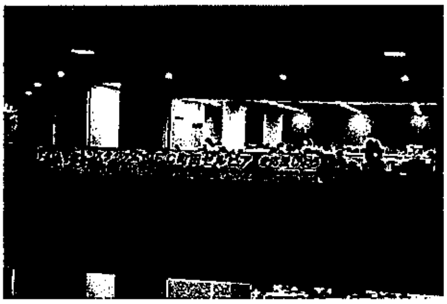 <br>
〔ゼルビア応援の横断幕やのぼりが目立つ町田市役所〕<br>
３）スポーツチームと連携した地域活性化（詳細は添付書類参照）<br>
子ども対象のスポーツ教室に実際に指導に来てくれるのはペスカドーラ町田の選手が多い。ゼルビアから来てくれるのはＯＢ。<br>
これはペスカドーラの試合への動員数につながっていると思う。<br>
２．所感<br>
ふたつの視察項目が関連しているため、事項の所感にまとめて記載する。<br>
<br>
＜町田市立陸上競技場整備事業の概要について＞<br>
１．概要<br>
Ｊ１ライセンス取得に向けて陸上競技場の観客席増設（バックスタンドに5,000席の増設）を行う（パースは添付資料参照）。<br>
工事費約40億円。財源等は添付資料参照。<br>
工事期間令和元年8月～令和3年2月。<br>
事業に対する市民意見は賛否両論があるが、町田ゼルビアが頑張っていることで理解を求めている。<br>
２．所感<br>
「町田市の人口は盛岡市よりも14万人強多いからなぁ」と説明を聞きながら何度か思っていた。全てを聞き終わってから「その様に思ってしまう事自体がもう問題なのかもしれない」というのが一番の所感である。どうしてその様に思ったかと言えば、説明をしてくれた町田市スポーツ振興課の方々の姿勢が非常に楽しそう、且つ『プロスポーツが自分の地域にあることが当たり前』という態度だったからだ。<br>
この報告書を書いているのは令和2年の3月だが、グルージャ盛岡も主要株主がＮＯＶＡホールディングスに代わり、いわぎんスタジアムの照明設備も設置の方向で動き出している。しかし、平成30年シーズンのホーム平均入場者数は1,216人という状況から考えると『グルージャ盛岡が地域にとってなくてはならないチームと言えるのか』という問題は残ったままの様な気がする。スポーツも含めて、文化振興活動というのは『身銭を切る』ほど好きな人たちがもっと表に出る形を作り出さなければならないのではないかと強く感じた。
</td>
</tr>
</table>

視察の概要
および所感

③ 柏市教育委員会・市立柏の葉中学校

＜視察の目的（この視察地を選んだ理由）＞

・開校の際に性差を意識させない制服を選択した理由と、決定までの経緯や生徒の着用状況、反応等を知りたかったため。

・ＬＧＢＴに関する教員研修をどのように行っているかを学ぶ。

＜市立柏の葉中学校のジェンダーレス教育について＞

１．概要

１）柏の葉中学校制服検討の経緯

・土地区画整理によって人口が急増した地域に作られた新設校で、開校が平成30年。制服については必要・不必要も含め開校後に生徒・保護者・学校関係者で協議し決定する予定だったが、保護者から「平成30年4月から制服を着用したい」との要望があり、7月に行ったアンケート調査の結果、29年から検討を開始することを8月に決定。

・9月に制服必要の有無に関するアンケート調査を再度実施した後、教職員・地域関係者・ＰＴＡ・公募委員・柏の葉小学校児童・教育委員会の12名によって構成される『制服検討委員会』を設置。10月に開催した第１回委員会で『制服の必要・不必要』『着用開始時期』『選定方法』を検討。ＬＧＢＴの生徒に配慮し女子もスラックスが選択できる制服にする方向でメーカーに企画書・サンプル提出依頼を出すことになった。

・11月に第２回検討委員会を開催。選定した制服メーカーのプレゼンテーションを基に児童・保護者等の投票で最終案を決定することを決めた。この際、男女で制服を固定せず選択が出来る制服を決めることはＬＧＢＴへの配慮に留まらず、今後の校風への期待等の発言も出ていた。

・11月にプレゼンテーションと投票を実施。その後、同月に第３回検討委員会を開催して制服の詳細を決定。

・価格について（詰襟・セーラー服との比較）

| | |
|---|---|
| 詰襟 | 39,000円 |
| セーラー服 | 38,000円 |
| ブレザー<br>ズボン<br>ネクタイ | 32,000円 |
| ブレザー<br>スカート<br>リボン | 31,500円 |
| 女子<br>スラックス | 11,000円 |

※価格は当時の柏市標準

| | |
|---|---|
| 視察の概要<br>および所感 | ２）生徒の声・着用状況<br>・ブレザーは高校生の様でかっこいい。<br>・スカートにネクタイの組み合わせに憧れていたので嬉しい。<br>・女子50人中、<br>27人がネクタイ着用（どちらも持っている生徒が多い）。<br>3人がスラックス着用（「冬に寒いから」という理由だと思う）。<br>３）保護者の声<br>・ＬＧＢＴに特化した報道が先行してしまったことで、スラックスが着用しづらくなってしまったのではないか。<br>４）既存の中学校の制服等の見直し<br>・市内中学校に柏の葉中学校の取組みを紹介。<br>・各学校では制服等に関して必要とあらばそれぞれ自主的な検討がされるべき。検討する場合は教育委員会として、多角的な視点に基づく協議がなされる様、支援する。<br>５）ＬＧＢＴ等に関する教育・研修<br>・夏季研修講座の中で柏市中学校全教職員が受けることになっている。<br><br>２．所感<br>ジェンダーレスと言うよりは、制服を決定するまでの過程の民主主義的手続きに感心した。手続き的にはベーシックであり特別なことをやっている訳ではないけれど、子どもが対象になった物事を決める場合、おざなりになってしまうことが多いと感じているので。<br>盛岡市も北松園中学校開設時に制服の検討を似たような形で行ったと聞いている。当時はＬＧＢＴという概念が希薄だったため、生徒の自主性の尊重の為の取組みだったと記憶している。<br>小中学生が社会的事柄に関心を持つきっかけは、自分の身の回りの生活を通した事柄であると思う。柏の葉中学校の制服検討はこの学校の生徒たちにとっては非常に有益な経験であっただろうと感じた。 |
| 【添付資料】 | 視察日程表<br>パンフレット『石徹白の小水力発電』コピー<br>町田市（資料Ｉ）<br>町田市（陸上競技場観客席増設） |

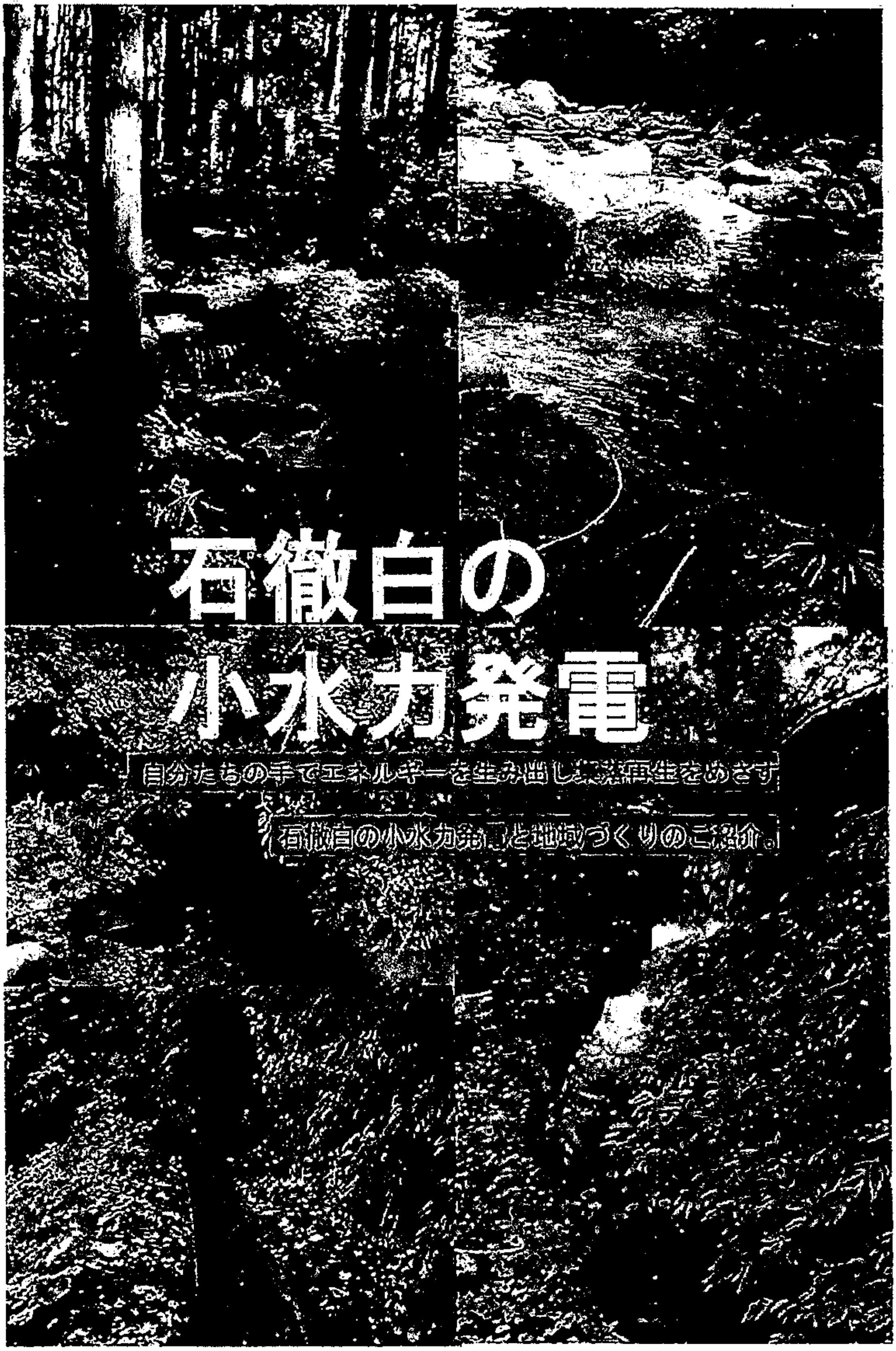


NPO法人やすらぎの里いとしろ

資料　1

## ・プロスポーツ(町田ゼルビアなど)の振興について

町田市のホームタウンチーム支援について

町田市は、町田市スポーツ推進条例を基にホームタウンチームと協定を結び相互協力の関係を築いています。

| 1 | 行政のチームに対する支援策<br>(選手強化に向けた環境整備やサポーターを増やすための施策) |
|---|---|

●環境整備

【ゼルビア】
・ホームゲーム会場、練習場の確保を優先的に行っている。
・2012年にスタジアム（町田市立陸上競技場）を改修して10,000席、必要な諸室を整備。
・2018年２月にスタジアム（町田市立陸上競技場）に大型映像装置を整備。
・2019年にスタジアム（町田市立陸上競技場）のバックスタンドに5,000席増設の改修工事開始。2021年２月に完成予定。

【ペスカドーラ】
・ホームゲーム会場、練習場の確保を優先的に行っている。
・2019年にアリーナの大型映像装置を整備。同年12月に完成予定。

【キヤノンイーグルス】
・試合会場はリーグ側からの要請によって調整。
・自前の練習場があるため確保不要。

●サポーターを増やすための施策
・サポーターの獲得に対する取り組みは各チームが行うことが基本。公共施設、教育・保育施設へのＰＲ（チラシ配布など）やイベント実施などの取り組みに対しては、市が庁内便で配布の協力、各団体との調整窓口として協力している。
・各クラブの取り組み
スポーツ教室（クリニック）の実施、ホームゲーム日程ポスター配布、ホームゲーム無料招待チラシ配布、各種イベントへの参加や協力など。
・町田市は町田駅、成瀬駅、鶴川駅に横断幕やタペストリーを掲出し、町田市のホームタウンチームをＰＲしている。

| 2 | チームと連携した地域活性化策<br>(シティセールス・地域スポーツの活性化など) |
|---|---|

・市とホームタウンチームが協定を締結し、相互協力を行う関係を取っている。市はチームのＰＲや試合会場・練習場の確保、施設整備を行い、各チームはスポーツの普及活動や地域貢献活動に協力をしている。

## 2 陸上競技場観客席増設

陸上競技場観客席増設に伴う造成工事を行います。

《整備概要》

- 観客席数を、既存の 10,000 席から 5,000 席増設し、15,000 席にします。
- スタンド増設躯体工事（3 階建、高さ 21.8m、奥行き 18.7m、幅 128.2m）
- 造成工事（ブロック積擁壁工 130m、土工、樹木伐採、既設構造物撤去等）

【事業費】

陸上競技場観客席増設造成工事費　　71,433 千円

（2018～2019 年度債務負担行為事業　総事業費　183,405 千円）

【特定財源】

都市計画事業債　　53,000 千円

【スケジュール】

| | 2018 年度 | 2019 年度 | 2020 年度 | 2021 年度 |
|---|---|---|---|---|
| 拡張区域整備 | 用地取得（物件補償・土地鑑定）（2018～2019年度）<br>地質調査<br>実施設計 | 整備工事 1/3 | 整備工事 2/3 | 整備工事 3/3 |
| 観客席増設 | 実施設計<br>造成工事（2018～2019年度） | 観客席整備工事（2019～2020年度） | 外構工事<br>2021 年 2 月使用開始（予定） | |

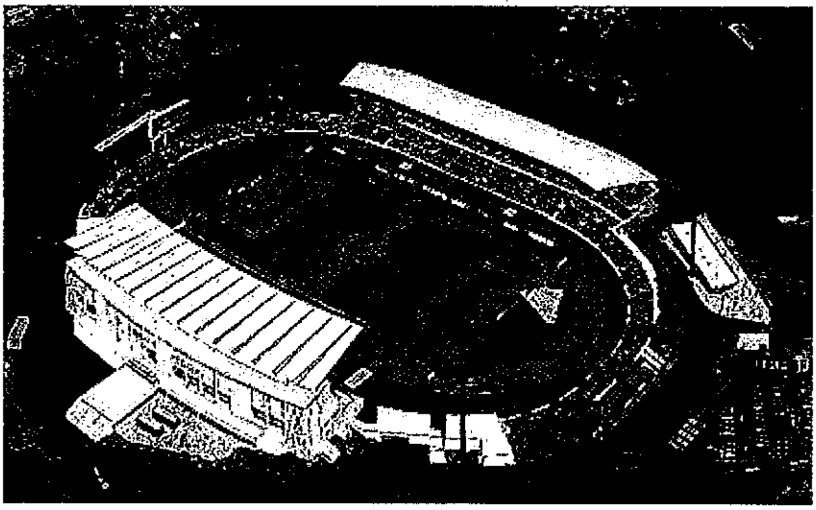

観客席増設整備イメージ

| 問合せ先 | 都市づくり部　公園緑地課長　守田 | 電話 | 724-4397 |
|---|---|---|---|

様式第６号

# 政務活動費支出簿

| 使途項目 | 研修費 |
|---|---|

| 支出年月日 | 支出金額 | 摘　要 | 備考 |
|---|---|---|---|
| R1.5.9 | 800　円 | 盛岡市憲法記念講演会駐車料金 | |
| R1.11.15 | 10,000　円 | 市政調査会拠出金 | |
| R1.11.21 | 1,000　円 | 地球環境共生フォーラム駐車料金 | |
| R2.1.26 | 600　円 | 岩手県医師会小児在宅医療研修駐車料金 | |
| R2.2.4 | 400　円 | 市政調査会駐車料金 | |
| R2.2.16 | 900　円 | いわて思春期研究会第１回研修会代、駐車料金 | |
| | 円 | | |
| | 円 | | |
| | 円 | | |
| | 円 | | |
| | 円 | | |
| | 円 | | |
| | 円 | | |
| | 円 | | |
| | 円 | | |
| | 円 | | |
| 合計 | 13,700　円 | | |

様式第７号

# 政務活動費支払伝票

| 使途項目 | 研修費 | 支出日 | R1.5.9～R2.2.4 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支出証拠書類の額面金額 | 2,400 円 |
| 支出按分率（※按分が必要な場合） | |
| 政務活動費支出金額 | 2,400 円 |

【支払概要】

研修会参加のための駐車料金

| 【支出内訳】 | （内容） | （金額） | （発行日） |
|---|---|---|---|
| | 盛岡市憲法記念講演会 | 800 | R1.5.9 |
| | 地球環境共生フォーラム | 1,000 | R1.11.21 |
| | 岩手県医師会小児在宅医療研修 | 600 | R2.1.26 |
| | | 2,400 | |

領収書等添付欄　　☐ 別紙に添付

◀ IN　駐車券・領収書

三井のリパーク

07　#78157 A 19-05-09 13:50
01　A　800円 19-05-09 16:13

領収金額　上段…入庫日時　下段…出庫日時

●駐車券を紛失しますと所定の紛失料金を申し受ける事となりますのでご注意下さい。
●この券を磁気に近づけたり折損・汚損しますと精算が出来なくなる事がありますのでご注意下さい。
●場内での事故・災害・盗難等につきましては、一切の責任を負いません。

KW8465

駐車券（領収書）5千円・1万円紙幣は使用できません。

← 福田パーキング

01　#99550 A 20-01-26 10:22
01　A　600円 20-01-26 12:13

1.この券は料金精算の際必要ですので、折り曲げたり紛失しないようご注意下さい。
2.指定店をご利用の方は、必ずサービス券をお受け取り下さい。（レシート、スタンプのみでは、サービス扱いになりません。）
3.駐車場内での事故、盗難については責任を負いません。

KW8634

盛岡駅西口地区駐車場

領収証

精算機 #01　A 精算No.000054
発券機 #01　発券No.067661
入庫時刻　2019年11月21日(木) 12:59
出庫時刻　2019年11月21日(木) 17:57
駐車時間　4:58
駐車料金　A料金　1,000円
＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝
合　計　1,000円
現金領収額　1,000円
お預り　1,000円
お釣り　0円

またのご利用をお待ちしております。

様式第９号

# 視　察　等　概　要　書

議員氏名　伊　勢　志　穂

| | |
|---|---|
| 会派名 | 市政クラブ |
| 実　施　日 | 令和元年５月９日 |
| 参　加　者 | 伊勢志穂 |
| 視察先および調査項目 | 憲法記念講演会<br>『性・生の多様性と人権　多様性が受容される社会を考える』<br>講師：弘前大学男女共同参画推進室助教　山下梓 氏<br>主催：盛岡市　会場：おでってホール |
| 視察の概要および所感 | （記載は所感。講演の概要については添付資料参照）<br>講師の山下梓さんは岩手レインボー・ネットワークの代表で、記憶をたどれば確か『いわて思春期研究会』の研修会で知り合った様に思う。<br>平成24年の12月定例会、もしくは26年の6月定例会で私はセクシャルマイノリティについての質問をしているが、そのどちらかに資料をご提供いただき、それ以降も何度かＬＧＢＴの現状について教えていただいている。<br>今回勉強になったのはレジュメの3.部分に書いてある部分の講演である。『同性婚一斉訴訟』や『性同一性障害特例法の要件をめぐる２つの訴訟』、『トランスジェンダー女性の職場での処遇訴訟』など、現時点で日本の司法がどのように考えているかの話が非常に面白かった。というのは、地方議会議員である私は今まであまり『司法』というものに触れることも考えることも少なかった為に『法解釈は社会状況の変化と共に変化する』あるいは『社会状況の変化が法解釈を求める』ことに気づかずに来たからだと思う。だから、憲法24条の『婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立』を他の憲法条文や国際条約等に基づいて法学的にどう判断すべきかという発想自体が非常に参考になった。その後『法律婚』と『契約婚（合意契約公正証書の提出）』について気づくきっかけになったのもこの講演だったと思う。 |
| 【添付資料】<br>第42回憲法記念講演会資料 | |

市制施行130周年記念事業

# 第42回

# 憲法記念講演会

とき　令和元年５月９日（木）
午後２時から午後４時

ところ　プラザおでって　３階
おでってホール

講演　性・生の多様性と人権

多様性が受容される社会を考える

講師　弘前大学　男女共同参画推進室

やました　あずさ
助教　山下　梓　氏

＜講師プロフィール＞
新潟大学法学部卒業，カーティン大学大学院（オーストラリア）人権コース在籍。人権NGOスタッフ，岩手大学男女共同参画推進室研究員などを経て，2015年から現職。2005年からセクシュアルマイノリティの人権運動にかかわり，スイスに拠点をおく世界最大級のセクシュアルマイノリティの人権NGO「ILGA（イルガ）」共同代表を務めたほか，2011年には岩手レインボー・ネットワークを設立。大学の男女共同参画推進や教育・研究に当たっている。最近の主な研究テーマは，「性的マイノリティ被災者の脆弱性・レジリエンスと防災政策の可能性」。

主催　盛岡市

様式第９号

# 視　察　等　概　要　書

議員氏名　伊　勢　志　穂

| | |
|---|---|
| 会派名 | 市政クラブ |
| 実　施　日 | 令和元年11月21日 |
| 参　加　者 | 伊勢志穂 |
| 視察先および調査項目 | 地域循共生圏フォーラム2019　『脱炭素・ＳＤＧｓの実現を岩手から』<br>講師：環境省総合環境政策統括官　中井徳太郎氏、三菱モルガン・スタンレー証券株式会社　吉高まり氏、ＮＰＯ法人日本の森バイオマスネットワーク理事長　佐々木豊志氏（他は添付資料参照）<br>主催：サスティナビリティ・フォーラム実行委員会　会場：アイーナ７階 |
| 視察の概要および所感 | （記載は所感。講演・オープンディスカッションのテーマ等は添付資料参照）<br>以前から「時代はＳＤＧｓである」と聞いてはいたのですけれども。でも、それについて本格的に理解したのはこのフォーラムに行ってからだと思う。正直、私が一番「行ってよかった！」と思ったのは吉高まり氏の話を聞いたこと。この方、三菱モルガン・スタンレー証券株式会社の『環境戦略アドバイザリー部』に所属している。『環境保全が企業利益につながる仕組み』についての説明が、非常によく解った。<br>地球温暖化について心配している人は多いと思う。ただ、実際に二酸化炭素排出量規制に向けた行動を「充分に取っている」と言える人はどれだけいるだろうか。価値観の多様性を重んじる社会にあって、善意だけに頼って循環型社会が出来ると私は考えていない。多様な人々に行動を促すのは『利益』と『罰則』なのだと思う。<br>この『利益を促す』という観点からのＳＤＧｓのあり方は、大変面白い。実際に『ＥＳＧ投資（環境・社会・ガバナンス要素も考慮した投資）』が広がっていることも紹介され、企業がより環境保全や社会貢献、情報公開に力入れるであろう道筋を作ったことは、大変期待できると思った。 |
| 【添付資料】<br>地域循共生圏フォーラム2019フライヤー（２枚） | |

地球環境基金

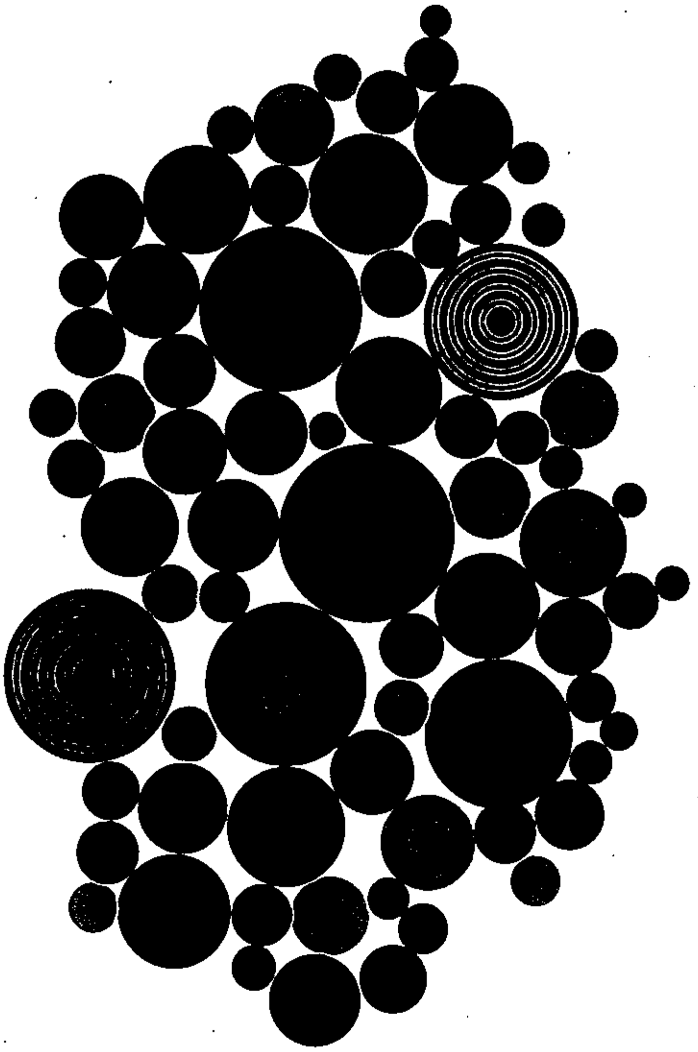

ここちよく豊かに生き延びるために

入場無料

# 地域循環共生圏フォーラム2019

## 脱炭素・SDGsの実現を岩手から

2019 11/21 THU 13:00→18:00 | いわて県民情報交流センター・アイーナ アイーナ7F・小田島組☆ほ〜る

**基調講演 1**「地域循環共生圏を岩手から」 環境省 総合環境政策統括官 中井 徳太郎 氏

**基調講演 2**「地域循環共生圏を創造するESG投資の潮流とSDGs〜地域金融の新たな役割」 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 環境戦略アドバイザリー部チーフ環境・社会(ES)ストラテジスト 慶應義塾大学大学院政策メディア研究科非常勤講師 吉高 まり 氏

**基調講演 3**「東北の森づくりと人づくりで進む地域循環共生圏」 NPO法人日本の森バイオマスネットワーク 理事長 青森大学 総合経営学部 教授/青森大学SDGs研究センター 一般社団法人くりこま高原自然学校 代表理事 佐々木 豊志 氏

**オープン・ディスカッション(共同討議)** 矢巾町 企画財政課 未来戦略室 吉岡 律司 氏、久慈地域エネルギー株式会社 若林 治男 氏、藤原養蜂場 藤原 由美子 氏

主催 | サスティナビリティ・フォーラム実行委員会　事務局／NPO法人 環境パートナーシップいわて

共催 | 東北環境パートナーシップオフィス

後援 | 環境省、岩手銀行、岩手大学、岩手県立大学、一般社団法人 岩手県産業資源循環協会、岩手県中小企業家同友会、岩手県環境保全連絡協議会、日本サステイナブルコミュニティ協会、プラチナ構想ネットワーク ほか (順不同、申請中)

詳しくは イワテエコ 検索

この事業は、バイオマス利用拡大フォーラムとして、独立行政法人環境再生保全機構 地球環境基金の助成を受けて実施しております。

# 地域循環共生圏フォーラム2019

脱炭素・SDGsの実現を岩手から

次第

13:00　開会　主催者挨拶 実行委員長

野澤 日出夫 (認定NPO法人 環境パートナーシップいわて代表理事)

13:05～13:50基調講演1

「地域循環共生圏を岩手から」

中井 徳太郎(なかい とくたろう)氏 (環境省 総合環境政策統括官)

13:55～14:40基調講演2

「地域循環共生圏を創造するESG経営の潮流とSDGs～地域金融の新たな役割」

吉高　まり(よしたか まり)氏

(三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社環境戦略アドバイザリー部
チーフ環境・社会（ES）ストラテジスト／慶應義塾大学大学院政策メディア
研究科非常勤講師)

＜休憩＞

14:50～15:35基調講演3

「東北の森づくりと人づくりで進む地域循環共生圏」

佐々木　豊志（ささき とよし）氏

(NPO法人日本の森バイオマスネットワーク 理事長、青森大学 総合経営学部教授
青森大学SDGs研究センター、一般社団法人くりこま高原自然学校 代表理事)

＜展示・交流タイム　40分＞

**講師及び事例発表者（展示あり）へのご質問等を紫色の「質問票」にご記入の上、名札を下げたスタッフへお渡しください。**

16:15～18:00　オープン・ディスカッション

モデレーター　佐々木明宏 (認定NPO法人 環境パートナーシップいわて専務理事)

事例1　矢巾町のフューチャー・デザイン

「将来世代が参加する持続可能なまちづくり」

吉岡 律司（よしおか　りつじ）氏（矢巾町　企画財政課　未来戦略室 室長)

事例2　久慈でのエネルギーの地産地消の取り組み

「エネルギー地産地消による地域活性化を目指して」

若林 治男（わかばやし はるお）氏（久慈地域エネルギー株式会社 取締役)

事例3　生物多様性「ミツバチに学ぶ　持続可能性」

藤原由美子（ふじわら ゆみこ）氏（日本在来種みつばちの会 副会長・藤原養蜂場)

展示ブース

ホール内において、地域循環共生圏をテーマとした展示ブースを設置します。新たな交流の機会とすることで、岩手県内における地域循環共生圏の取組みが本格化し、さらに加速するきっかけとします。

主催：サスティナビリティ・フォーラム実行委員会　事務局：認定NPO法人 環境パートナーシップいわて
共催：東北環境パートナーシップオフィス
後援：　環境省、岩手銀行、岩手大学、岩手県立大学、一般社団法人岩手県産業資源循環協会、　岩手県中小企業家同友会、岩手県環境保全連絡協議会、NPO法人青森県環境パートナーシップセンター、一般社団法人あきた地球環境会議、NPO法人うつくしまＮＰＯネットワーク、日本サステイナブルコミュニティ協会、プラチナ構想ネットワーク
音響協力：ONNYK

**本フォーラムは,バイオマス利用拡大フォーラムとして地球環境基金の助成により併催いたします**

様式第９号

# 視　察　等　概　要　書

議員氏名　伊　勢　志　穂

| | |
|---|---|
| 会派名 | 市政クラブ |
| 実　施　日 | 令和2年1月26日 |
| 参　加　者 | 伊勢志穂 |
| 視察先および調査項目 | 岩手県医師会小児在宅医療研修　『子育て支援としての小児在宅医療』<br>講師：医療法人財団はるたか会あおぞら診療所ほっこり仙台　田中総一郎院長<br>主催：岩手県医師会　会場：岩手県医師会館４階 |
| 視察の概要および所感 | （記載は所感。講演の概要については添付資料参照）<br>私は医療的なことは全く解らないが、この講演は聴きに行って良かったと心から感じた。癌や難病患者の支援を学んでいた時にも感じたが、在宅医療には人権擁護や福祉充実という側面からも色々と考えられる課題だと思う。<br>（解ったことその１）田中先生の資料では『訪問診療の目的』を『子どもとご家族の通院の負担を減らし、健康を保つ』『病院の先生方の負担を減らす』『福祉・教育と円滑な連携を行いこどもの地域生活を支える』ことにより『子どもとご家族が健康でいることができて自分らしく生きられる（下線は伊勢記入）』としている。大切なのは誰でも何時でもＱＯＬなのだ。<br>（わかったことその２）訪問診療の現場では、訪問看護師やホームヘルパー、家族が『困っていること（課題）』に対する解決方法を工夫して見つけ出す場合がある、とのこと。それはたぶん、医師と看護師とヘルパー、そして家族が共通の目的において連携が出来、ひとつのチームになっているからだと感じた。それが成し得たのは『課題が具体的で情報の共有が出来ていたから』なのではないかと思う。「ここがキモ」なのではないかと。<br>日本での新型肺炎流行が始まってからこの文章を書いている。医療的ケア児を抱える家庭が非常に心配だ。本来なら前述の様な連携を発揮して、少しでも負担を軽く出来れば良いと思っているのだが…… |
| 【添付資料】 | 岩手県医師会小児在宅医療研修プログラム<br>講演資料（ＰＰＴの印刷）　（抄） |

# 岩手県医師会小児在宅医療研修

日　時：令和２年１月26日（日）午前10時30分から
場　所：岩手県医師会館　４階ホール
対象者：医療・保健・福祉・教育に携わる関係者
参加費：無料
その他：専門医資格認定更新に係る研修（日本小児科学会）

プログラム

進行　一般社団法人岩手県医師会　金濱　誠己

１．開　　会　10：30

２．講　　演　10：30 ～ 12：00

## 「　子育て支援としての小児在宅医療　」

講師：医療法人 財団はるたか会
　　　あおぞら診療所ほっこり仙台 院長 田中 総一郎 先生
座長：社会福祉法人 岩手愛児会
　　　子ども未来もりおかこどもクリニック 院長 米沢 俊一 先生

３．閉　　会　12：00

―配布資料―
・次第
・講演資料
・重症心身障がい児及び医療的ケア児に係る実態調査並びにアンケート調査結果報告書
・アンケート

岩手県医師会
小児在宅医療研修

# 子育て支援としての小児在宅医療

あおぞら診療所
ほっこり仙台
田中総一郎

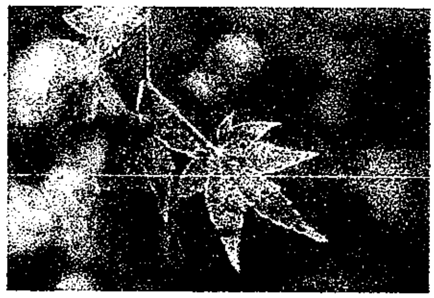

# 新生児死亡率も年々減少しその救命率は世界一です

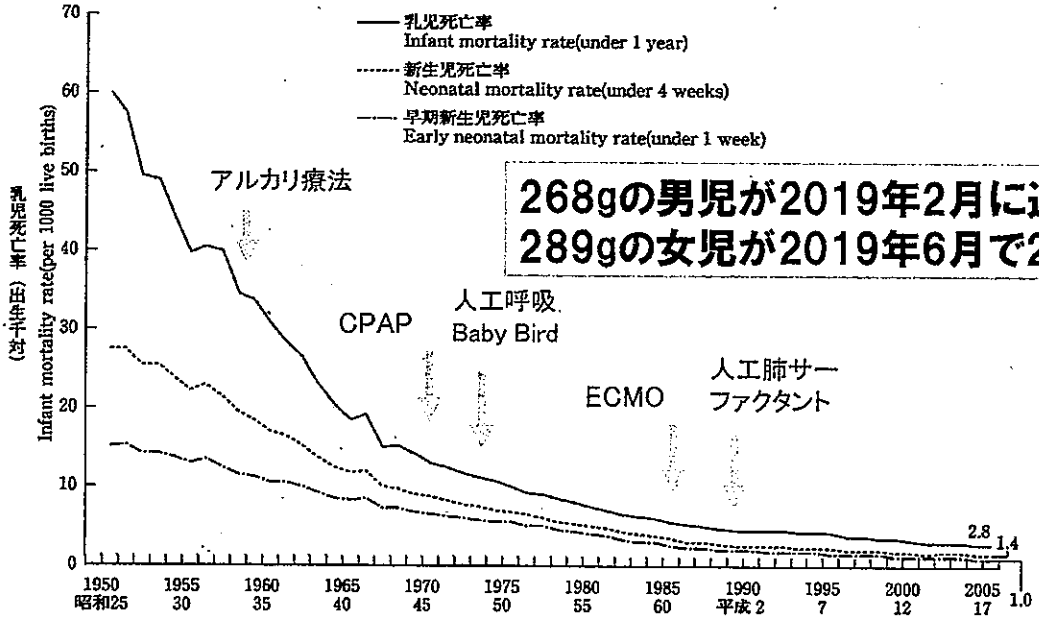


268gの男児が2019年2月に退院
289gの女児が2019年6月で20歳に

新生児死亡数の国際比較（新生児1000人中）
日本:1
ドイツ:2　英国:3　米国:4
世界平均:24人　2011WHO

様式第７号

# 政務活動費支払伝票

| 使途項目 | 研修費 | 支出日 | R1.11.15、R2.2.4 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支出証拠書類の額面金額 | 10,400　円 |
| 支出按分率（※按分が必要な場合） | |
| 政務活動費支出金額 | 10,400　円 |

【支払概要】

令和元年度市政調査会に係る費用

【支出内訳】

| (内容) | (金額) | (発行日) |
|---|---|---|
| 市政調査会拠出金 | 10,000 | R1.11.15 |
| 駐車料金 | 400 | R2.2.4 |
| | 10,400 | |

領収書等添付欄　☐ 別紙に添付

37

## 領　収　書

伊 勢 志 穂　様

一金　10,000円　也

令和元年度市政調査会拠出金として，上記のとおり受領しました。

令和1年11月15日

盛岡市市政調査会　会長　天 沼 久 純　（市政調査会会長之印）

=駐車券=（精算の際は、この券を先に入れて下さい。）

02　#37093 A 20-02-04 14:46

01　A　400円 20-02-04 16:41

年中無休！24時間営業

ファミリーパーキング 志家大駐車場

KW9179

様式第７号

# 政務活動費支払伝票

| 使途項目 | 研修費 | 支出日 | R2. 2. 16 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支出証拠書類の額面金額 | 900 円 |
| 支出按分率（※按分が必要な場合） | |
| 政務活動費支出金額 | 900 円 |

【支払概要】

「いわて思春期研究会第１回研修会」に係る費用

| 【支出内訳】 | （内容） | （金額） | （発行日） |
|---|---|---|---|
| | いわて思春期研究会第１回研修会代 | 500 | R2. 2. 16 |
| | 駐車料金 | 400 | R2. 2. 16 |
| | | 900 | |

領収書等添付欄　□ 別紙に添付

領　収　証　　伊勢　志穂　様　No.

★　¥500

但　いわて思春期研究会第1回研修会代として

令和元年　2月16日　上記正に領収いたしました

| 内訳 | 税率 | 金額(税抜・税込) |
|---|---|---|
| | % | 消費税額等 |
| | 税率 | 金額(税抜・税込) |
| | % | 消費税額等 |

収入印紙

いわて思春期研究会

コクヨ　ウケ-1097

[illegible]り難うございます

[illegible]

[illegible]月16日13:13

[illegible]16:30

駐車料金　400円

投入金額　1000円

おつり　600円

【駐車場名】

【盛岡駅西通コインパーク】

様式第９号

# 視 察 等 概 要 書

議員氏名　伊　勢　志　穂

| | |
|---|---|
| 会派名 | 市政クラブ |
| 実 施 日 | 令和２年２月16日 |
| 参 加 者 | 伊勢志穂 |
| 視察先および調査項目 | いわて思春期研究会2019年度第2回研修会『今あらためて生と性を考える』<br>話題提供：ハッピーバース研究会会長・助産師　多田まゆみ 氏<br>『学校における生と性の教育』<br>ﾌｧｼﾘﾃｰﾀｰ：ペアレントプロダクト・ジャパン　佐藤佳子 氏<br>『今あらためて生と性を考える』<br>主催：いわて思春期研究会　会場：アイーナキャンパス 学習室２ |
| 視察の概要および所感 | （記載は所感。話題提供の概要については添付資料参照）<br>話題提供を聞いて思ったのは『今の学校は教職員やＰＴＡの違いで受けられる性教育の質が異なってしまっているのではないか』という疑問。確かに、人から人に対して行われるものなので全ての教育がそうなのですが、その中でも性教育の振り幅は大きい様な気がする。<br>話題提供の後に行われた自由討論（グループに分かれた話し合い）の中でも、子どもの発達（学齢によるものだけではなく個人的な発達速度の違いもある）によっても違うが、一般的に性については気安く口に出せる話題ではないので、子どもが何を考えているか大人に解りづらいという声があった。他方『性』とは『いのち』と同じジャンルに所属する課題であり、子どもの自己肯定感や社会性の確立と関係があるのではないかという意見もあり、かといって、明確な正解があるものではないので家庭や学校で、避けずに話し合うべきという意見が多数を占め、私もそれに同意する。<br>議会でも何度か質問をしたことがあるが『初潮教育』に始まり、性感染症や避妊に関わる性教育だけであるなら、男性が主体的になりづらいのではないかと考えている。多田氏の「学齢に合わせた教材をどう作っていくか」というのは人権教育という点からも興味深かった。 |

【添付資料】　プログラム
『学校における生と性の教育』資料（ＰＰＴの印刷）

令和元年度
いわて思春期研究会　研修会
「今あらためて生と性を考える」

# 学校における
# 生と性の健康教育

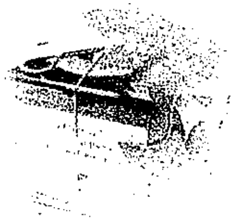

ハッピーバース研究会
助産師　　多田　まゆみ

## ハッピーバース研究会の目的（研究会会則より）

① 教育現場や地域において、自己肯定感や自尊感情へアプローチする生と性の健康教育を実践する。［全てのライフステージの］
② 情報交換を行う場を確保し、教育教材の研究・開発、教育スキルの向上、および人材育成を行う。
③ 生と性の健康・保健に取り組む専門家や一般県民に対して、最新の正しい情報啓発を行う。

## 当会の姿勢

①女性の体の知識、性の知識、性の健康問題の最新知識を持っている。
②ゲームやアイスブレーク、クイズ、グループワークなどを取り入れるなどして、積極的に参加できるように配慮する
③感想文などにより、講座のねらいにかなっていたか評価する
④研究会定例会で情報提供し共有する
⑤テーマにあわせた教材選び

➤ 助産師自身の哲学、ポリシー、考えを大切にする。
　マニュアルやスキルではない!!
　あなたにとって『性』とは？『いのち』とは？
　「セックスはなぜするの？」
　「私があなたたちに伝えたいこと」を大切にしてください。
　伝えたいものがないときは、講師として生徒の前に立たないでください。
　聞く人は見ぬきます。　　　　　by 福島（ハッピーバース研究会顧問）

## 「生」についての教育的なアプローチ

① 誕生の喜びと感動
様々な生命の誕生にふれるとともに、自分の命が自分を取り巻く多くの人々の愛情に支えられて生かされていることの実感を持つ。
また、生命の誕生の過程を学ぶこと等をとおして生命の尊厳を体感し、過去から未来へとつながる命を感じ、自分の命のみならず、他者や小さな命を慈しみ大切にしようとする心情や態度を培う。

様式第６号

# 政務活動費支出簿

| 使途項目 | 資料購入費 |
|---|---|

| 支出年月日 | 支出金額 | 摘　要 | 備考 |
|---|---|---|---|
| H31.4.20 | 3,000 円 | （書籍購入費）「なくそう婚外子・女性への差別 通信VOICE合本等」 | |
| H31.4.25 | 4,000 円 | 日本経済新聞４月分 | |
| R1.5.27 | 4,000 円 | 日本経済新聞５月分 | |
| R1.5.31 | 1,620 円 | （書籍購入費）「父が娘に語る経済の話」 | |
| R1.6.25 | 4,000 円 | 日本経済新聞６月分 | |
| R1.6.27 | 2,160 円 | （書籍購入費）「ひとりで暮らす、ひとりを支える」 | |
| R1.7.3 | 4,428 円 | （書籍購入費）「なぜ女性管理職は少ないのか」「変貌する恋愛と結婚」 | |
| R1.7.25 | 4,000 円 | 日本経済新聞７月分 | |
| R1.8.26 | 4,000 円 | 日本経済新聞８月分 | |
| R1.9.25 | 4,000 円 | 日本経済新聞９月分 | |
| R1.10.25 | 4,000 円 | 日本経済新聞10月分 | |
| R1.11.25 | 4,000 円 | 日本経済新聞11月分 | |
| R1.11.27 | 3,740 円 | （書籍購入費）「ＭＭＴ現代貨幣理論入門」 | |
| R1.12.25 | 4,000 円 | 日本経済新聞12月分 | |
| R2.1.27 | 4,000 円 | 日本経済新聞１月分 | |
| R2.2.19 | 4,180 円 | （書籍購入費）「ステップファミリーのきほんをまなぶ」「災害ケースマネジメント」 | |
| R2.2.25 | 4,000 円 | 日本経済新聞２月分 | |
| R2.3.25 | 4,000 円 | 日本経済新聞３月分 | |
| 合計 | 67,128 円 | | |

様式第７号

# 政務活動費支払伝票

| 使途項目 | 資料購入費 | 支出日 | H31.4.20～R2.2.19 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支出証拠書類の額面金額 | 19,128 円 |
| 支出按分率（※按分が必要な場合） | |
| 政務活動費支出金額 | 19,128 円 |

【支払概要】

**書籍購入費**

【支出内訳】

| （書籍名） | （金額） | （発行日） |
|---|---|---|
| なくそう婚外子・女性への差別<br>通信VOICE合本等 | 3,000 | H31.04.20 |
| 父が娘に語る経済の話 | 1,620 | R01.05.31 |
| ひとりで暮らす、ひとりを支える | 2,160 | R01.06.27 |
| なぜ女性管理職は少ないのか<br>変貌する恋愛と結婚 | 4,428 | R01.07.03 |
| ＭＭＴ現代貨幣理論入門 | 3,740 | R01.11.27 |
| ステップファミリーのきほんをまなぶ<br>災害ケースマネジメント | 4,180 | R02.02.19 |
| 計 | 19,128 | |

| 領収書等添付欄 | ☑ 別紙に添付 |
|---|---|

盛岡市議
いせ志穂　様

# 領　収　書

¥ 3,000　確かに受け取りました

（2019、4、20付）

但し、会費（　　　年分）¥
カンパ　¥
出版物代金　¥ 3,000
¥

本「なくそう婚外子・女性への差別」通信「VOICE」合本等

ありがとうございました

2019 年5月2日

なくそう戸籍と婚外子差別・交流会[redacted]

---

領収証番号：000003186
2019年05月31日 No.04-000150095

## 領収証　伊勢 志穂　様

金額　¥1,620-

（内クレジットカード利用計　¥0(内消費税等 ¥0)
（内現金扱い等計　¥1,620(内消費税等 ¥120)

但し 父が娘に語る経済の話。代として
上記正に領収いたしました。[redacted]
㈱丸善ジュンク堂書店
〒020-0022岩手県盛岡市 [illegible] -14MOSSビル3・4F
電話019-601-6161

---

領収証番号：000003469
2019年06月27日 No.02-000184892

## 領収証　伊勢 志穂　様

金額　¥2,160-

（内クレジットカード利用計　¥0(内消費税等 ¥0)
（内現金扱い等計　¥2,160(内消費税等 ¥160)

但し ひとりで暮らす、ひとりを支える 1冊
上記正に領収いたしました。
㈱丸善ジュンク堂書店 盛岡[redacted]
〒020-0022岩手県盛岡市大通[redacted]-14MOSSビル3・4F
電話019-601-6161

領収証番号：000003551
2019年07月03日 No. 02-000188661

# 領収証 伊勢 志穂 様

金額 ¥4,428-

(内クレジットカード利用計 ¥0(内消費税等 ¥0)
(内現金扱い等計 ¥4,428(内消費税等 ¥328)

但し『なぜ女性管理職は少ないのか』『実務直結 恋愛と結婚』

上記正に領収いたしました。
㈱丸善ジュンク堂書店 盛岡店[redacted]
〒020-0022岩手県盛岡市大通2[redacted]4MOSSビル3・4F
電話019-601-6161

---

領収証番号：000016827
2019年11月27日 No. 03-000811750

# 領収証 伊勢 志穂 様

金額 ¥3,740-

内クレジットカード利用計 ¥0(内消費税等 ¥0)
内現金扱い等計 ¥3,740(内消費税等 ¥340)

但し MMT現代貨幣理論入門 代として

上記正に領収いたしました。
㈱丸善ジュンク堂書店 盛岡[redacted]
〒020-0022岩手県盛岡市大通2[redacted]－14MOSSビル3・4F
電話019-601-6161

---

# 領 収 証

No. 434837

伊勢 志穂 様

2020年02月19日

| 金額 | | | | ¥ | 4 | 1 | 8 | 0 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

但し ステップファミリーのきほんをまなぶ 災害ケースマネジメント 代として

上記の通り領収致しました。

印紙

取扱店舗
〒020-0022 盛岡市大通2－8－14
MOSSビル3F・4F
株式会社丸善ジュンク堂書店 盛岡店
TEL(019)601-6161
FAX(019)629-2444

現金 / クレジットカード / その他

係員 [redacted]

株式会社丸善ジュンク堂書店

※金額を訂正したもの、及び社印のないものは無効です

様式第７号

# 政務活動費支払伝票

| 使途項目 | 資料購入費 | 支出日 | H31.4.25～R2.3.30 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支出証拠書類の額面金額 | 48,000 円 |
| 支出按分率（※按分が必要な場合） | |
| 政務活動費支出金額 | 48,000 円 |

【支払概要】

日本経済新聞購読料、12ヶ月分

他に岩手日報、朝日新聞、盛岡タイムスの３紙を購読

| 領収書等添付欄 | ☑ 別紙に添付 |
|---|---|

7

| 年月日 | 記号 | お支払金額(円) | お預かり金額(円) | 差引残高(円) | 取扱店 |
|---|---|---|---|---|---|
| [redacted] | | | | | |
| 31-04-25 | TW | *9,355 | ﾄｳﾎｸﾄﾞｳ | [redacted] | 069 |
| 01-05-07 | TW | *3,400 | ﾆﾂﾎﾟｳｺｽﾞｶﾀｾﾝﾀ | [redacted] | 069 |
| 01-05-27 | TW | *9,355 | ﾄｳﾎｸﾄﾞｳ | [redacted] | 069 |
| 01-05-28 | TW | *3,400 | ﾆﾂﾎﾟｳｺｽﾞｶﾀｾﾝﾀ | [redacted] | 069 |
| 01-06-25 | TW | *9,355 | ﾄｳﾎｸﾄﾞｳ | [redacted] | 069 |

8

| 年月日 | 記号 | お支払金額(円) | お預かり金額(円) | 差引残高(円) | 取扱店 |
|---|---|---|---|---|---|
| 01-06-28 | TW | *3,400 | ﾆﾂﾎﾟｳｺｽﾞｶﾀｾﾝﾀ | [redacted] | 069 |
| 01-07-25 | TW | *9,355 | ﾄｳﾎｸﾄﾞｳ | [redacted] | 069 |
| 01-07-29 | TW | *3,400 | ﾆﾂﾎﾟｳｺｽﾞｶﾀｾﾝﾀ | [redacted] | 069 |
| 01-08-26 | TW | *9,355 | ﾄｳﾎｸﾄﾞｳ | [redacted] | 069 |
| 01-08-28 | TW | *3,400 | ﾆﾂﾎﾟｳｺｽﾞｶﾀｾﾝﾀ | [redacted] | 069 |
| [redacted] | | | | | |
| 01-09-25 | TW | *9,355 | ﾄｳﾎｸﾄﾞｳ | [redacted] | 069 |
| 01-09-30 | TW | *3,400 | ﾆﾂﾎﾟｳｺｽﾞｶﾀｾﾝﾀ | [redacted] | 069 |
| [redacted] | | | | | |
| 01-10-25 | TW | *9,355 | ﾄｳﾎｸﾄﾞｳ | [redacted] | 069 |
| 01-10-28 | TW | *3,400 | ﾆﾂﾎﾟｳｺｽﾞｶﾀｾﾝﾀ | [redacted] | 069 |
| 01-11-25 | TW | *9,355 | ﾄｳﾎｸﾄﾞｳ | [redacted] | 069 |
| 01-11-28 | TW | *3,400 | ﾆﾂﾎﾟｳｺｽﾞｶﾀｾﾝﾀ | [redacted] | 069 |
| 01-12-25 | TW | *9,355 | ﾄｳﾎｸﾄﾞｳ | [redacted] | 069 |
| 01-12-30 | TW | *3,400 | ﾆﾂﾎﾟｳｺｽﾞｶﾀｾﾝﾀ | [redacted] | 069 |
| 02-01-27 | TW | *9,355 | ﾄｳﾎｸﾄﾞｳ | [redacted] | 069 |
| 02-01-28 | TW | *3,400 | ﾆﾂﾎﾟｳｺｽﾞｶﾀｾﾝﾀ | [redacted] | 069 |
| [redacted] | | | | | |
| 02-02-25 | TW | *9,355 | ﾄｳﾎｸﾄﾞｳ | [redacted] | 069 |
| 02-02-28 | TW | *3,400 | ﾆﾂﾎﾟｳｺｽﾞｶﾀｾﾝﾀ | [redacted] | 069 |
| 02-03-25 | TW | *9,355 | ﾄｳﾎｸﾄﾞｳ | [redacted] | 069 |
| 02-03-30 | TW | *3,400 | ﾆﾂﾎﾟｳｺｽﾞｶﾀｾﾝﾀ | [redacted] | 069 |
| | | | | [redacted] | |

様式第６号

# 政務活動費支出簿

| 使途項目 | 事務所費 |
|---|---|

| 支出年月日 | 支出金額 | 摘　要 | 備考 |
|---|---|---|---|
| H31.4.26 | 20,000　円 | 事務所賃借料４月分 | 月額70,000円のうち20,000円を計上 |
| R1.5.31 | 20,000　円 | 事務所賃借料５月分 | |
| R1.6.28 | 20,000　円 | 事務所賃借料６月分 | |
| R1.7.31 | 20,000　円 | 事務所賃借料７月分 | |
| R1.9.30 | 20,000　円 | 事務所賃借料９月分 | |
| R1.10.31 | 20,000　円 | 事務所賃借料10月分 | |
| R1.11.29 | 20,000　円 | 事務所賃借料11月分 | |
| R1.12.30 | 20,000　円 | 事務所賃借料12月分 | |
| R2.1.31 | 20,000　円 | 事務所賃借料１月分 | |
| R2.2.28 | 20,000　円 | 事務所賃借料２月分 | |
| R2.3.31 | 20,000　円 | 事務所賃借料３月分 | |
| | 円 | | |
| | 円 | | |
| | 円 | | |
| | 円 | | |
| | 円 | | |
| 合計 | 220,000　円 | | |

様式第７号

# 政務活動費支払伝票

| 使途項目 | 事務所費 | 支出日 | H31.4.26～R2.3.31 |
|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| 支出証拠書類の額面金額 | 770,000 円 |
| 支出按分率（※按分が必要な場合） | 2/7 |
| 政務活動費支出金額 | 220,000 円 |

【支払概要】

事務所賃借料（賃借料は月額70,000円。令和元年８月分は自己負担）

【所在】 盛岡市青山3-29-4

【参考事項】 面積 約90㎡

【契約期間】 平成30年5月1日～平成31年4月30日
令和元年5月1日～令和2年4月30日

※平成11年5月1日に事務所の賃貸契約を結んでから破棄しない限り契約が自動更新されるため令和元年度の契約書はありません。

| 領収書等添付欄 | ☑ 別紙に添付 |
|---|---|

2 普通預金（兼お借入明細）

（ー）印字のあるものはお借入残高です

| | 年月日 | 摘要 | お支払金額 | お預り金額 | 差引残高 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] |
| 2 | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] |
| 3 | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] |
| 4 | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] |
| 5 | D31-4-26 | 送金 | 70,000 | [redacted] | [redacted] |
| 6 | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] |
| 7 | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] |
| 8 | D 1-5-31 | 送金 | 70,000 | [redacted] | [redacted] |
| 9 | | | | [redacted] | [redacted] |
| 10 | | | | [redacted] | [redacted] |
| 11 | D 1-6-28 | 送金 | 70,000 | [redacted] | [redacted] |
| 12 | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] |
| 13 | D 1-7-31 | 送金 | 70,000 | [redacted] | [redacted] |
| 14 | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] |
| 15 | D 1-8-30 | 送金 | 70,000 | [redacted] | [redacted] ← 自己負担 |
| 16 | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] |
| 17 | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] |
| 18 | D 1-9-30 | 送金 | 70,000 | [redacted] | [redacted] |
| 19 | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] |
| 20 | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] |
| 21 | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] |
| 22 | D 1-10-31 | 送金 | 70,000 | [redacted] | [redacted] |
| 23 | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] |
| 24 | D 1-11-29 | 送金 | 70,000 | [redacted] | [redacted] |

※証券類のご入金の場合は、摘要欄に「他券」「取立」等と表示し、そのお払戻しのできる予定日を表示いたします。
なお、お支払可能の時刻は午後となります。
※摘要欄に「＊AD＊」、「＊CD＊」等の「＊　＊」のついた取引については再記帳いたします。

2

3 普通預金（兼お借入明細）

| | 年月日 | 摘要 | お支払金額 | お預り金額 | 差引残高 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] |
| 2 | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] |
| 3 | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] |
| 4 | D 1-12-30 | 送金 | 70,000 | [redacted] | [redacted] |
| 5 | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] |
| 6 | D 2-1-31 | 送金 | 70,000 | [redacted] | [redacted] |
| 7 | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] |
| 8 | D 2-2-28 | 送金 | 70,000 | [redacted] | [redacted] |
| 9 | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] |
| 10 | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] | [redacted] |
| 11 | D 2-3-31 | 送金 | 70,000 | [redacted] | [redacted] |
| 12 | | | | [redacted] | [redacted] |
| 13 | | | | | |
| 14 | | | | | |
| 15 | | | | | |
| 16 | | | | | |
| 17 | | | | | |
| 18 | | | | | |
| 19 | | | | | |
| 20 | | | | | |
| 21 | | | | | |
| 22 | | | | | |
| 23 | | | | | |
| 24 | | | | | |

※証券類のご入金の場合は、摘要欄に「他券」「取立」等と表示し、そのお払戻しのできる予定日を表示いたします。
なお、お支払可能の時刻は午後となります。
※摘要欄に「＊AD＊」、「＊CD＊」等の「＊　＊」のついた取引については再記帳いたします。

3

# 店舗賃貸借契約書

貸貸人[redacted]と賃借人伊勢志穂との間に、次のとおり店舗賃貸借契約を締結します。

第一条　賃貸人はその所有する次に表示の店舗を賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。

店舗の所在場所

構造　　　　造　　　　建　　　　建のうち　　　　階

床面積　　　　平方メートル

第二条　賃貸借の期間は平成二年　六月　一日から平成二三年　五月三十一日までの　二　年間とします。

第三条　賃料は壱か月金　七万円　也とし、賃借人は毎月　末　日までに翌　月分を賃貸人の住所に持参して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の家賃との比較等により不相当となったときは、賃貸人は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることができるものとします。

第四条　賃貸人は敷金として金　　　　也を賃借人から受領しました。

第五条　賃借人は本件店舗において　本　　　業以外の営業を営んではならないものとします。ただし、賃貸人と賃借人の合意が成立した場合はこの限りではありません。

第六条　賃借人は本件店舗を使用の目的に応じて造作の模様替えをすることができます。ただし、本件建物の柱、屋根、土台、壁等の主要部分に変更を加える場合は（図面を添付した変更計画書を賃貸人に提出して）、あらかじめ賃貸人の書面による承諾を得なければならないものとします。

第七条　賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで直ちに本契約を解除することができます。

一、弐か月分以上賃料の支払いを怠ったとき。

二、賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。

三、本件店舗の一部または全部につき、事前に賃貸人の書面による承諾を受けないで、賃借権の譲渡、転貸またはこれらに準ずる行為をしたとき。

四、その他本契約に違反したとき。

第八条　賃貸人は本件店舗に関する公租公課を負担し、賃借人は電気、水道、ガス等の使用料を負担します。

第九条　賃借人または賃借人の承継人が本件店舗の明渡しをするときは、賃貸借成立当時の原状に復したうえで、賃貸人の立会を求め、本件店舗の引渡しをするものとします。

第十条　連帯保証人伊勢昭一は、賃料の支払い等本契約に基づく賃借人の一切の債務について保証し、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。

第十一条　この契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

第十二条　（特約事項）

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書二通を作成し、各自署名押印のうえ、各壱通を所持します。

年　　月　　日

賃貸人　住所　[redacted]

賃借人　住所　盛岡市前九年1-9-26

氏名　伊勢志穂

連帯保証人　住所　[redacted]